

官報 号外

平成二十八年五月二十七日

○第九十回 参議院會議録第三十一号

平成二十八年五月二十七日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第三十一号

平成二十八年五月二十七日

午前十時開議

- 第一 平成二十八年熊本地震災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案(衆議院提出)
- 第二 酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)
- 第三 総合法律支援法の一部を改正する法律案(第百八十九回国会内閣提出、第百九十四国会衆議院送付)
- 第四 宅地建物取引業法の一部を改正する法律案(衆議院提出)
- 第五 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(第二号、衆議院送付)
- 第六 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(第三号、衆議院送付)
- 第七 国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第八 児童福祉法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件
議事日程のとおり

○議長(山崎正昭君) これより會議を開きます。

日程第一 平成二十八年熊本地震災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。災害対策特別委員長長沢広明君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔長沢広明君登壇、拍手〕

○長沢広明君 ただいま議題となりました法律案につきまして、災害対策特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、平成二十八年熊本地震災害関連義援金に係る拠出の趣旨に鑑み、被災者等が自ら義援金を使用することができるようになるため、熊本地震に関する義援金について、差押えの禁止等を行うこととするものであります。

委員会におきましては、提出者衆議院災害対策特別委員長より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十七

賛成

二百二十七

反対

よつて、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 日程第二 酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。財政金融委員長大家敏志君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔大家敏志君登壇、拍手〕

○大家敏志君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院財務金融委員長提出によるものでありまして、酒税の保全及び酒類の取引の円滑な運行を図るため、財務大臣は、酒類に関する公正な取引につき、酒類製造業者等が遵守すべ

き公正な取引の基準を定めるとともに、酒類の適正な販売管理の確保を図るため、酒類小売業者に對し、酒類販売管理研修を受けた者のうちから酒類販売管理者を選任すること及び財務省令で定める期間ごとに研修を再受講させることを義務化する等の所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、提出者衆議院財務金融委員長宮下一郎君より趣旨説明を聴取した後、討論に入りましたところ、民進党・新緑風会を代表して尾立源幸委員より本法律案に賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十五

賛成

二百二十四

反対

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

平成二十八年五月二十七日 参議院會議録第三十一号

平成二十八年熊本地震災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律の一部を改正する法律案

○議長(山崎正昭君) 日程第三 綜合法律支援法の一部を改正する法律案(第百八十九回国会内閣提出、第百九十回国会衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長魚住裕一郎君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔魚住裕一郎君登壇、拍手〕

○魚住裕一郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、法的援助を要する者の多様化により的確に対応するため、日本司法支援センター、すなわち法テラスの業務として、認知機能が十分でない者及び大規模な災害の被災者等を援助する業務を追加する等の措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院において、東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の有効期限が延長されたことに伴う技術的な修正が行われております。

委員会におきましては、ストーリー等被害者に対する援助を更に充実させる必要性、改正法成立後速やかに平成二十八年熊本地震の被災者に対して無料法律相談を実施する必要性、資力のある者には法律相談料の負担を求めることに伴う混乱への対応、法テラスの常勤弁護士の質及び量の確保、法テラスに対する国民の認知度を高めるための取組の強化等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十五
賛成 二百二十五
反対 〇

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 日程第四 宅地建物取引業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第五 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(第二号、衆議院送付)

日程第六 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(第三号、衆議院送付)

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長金子洋一君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔金子洋一君登壇、拍手〕

○金子洋一君 ただいま議題となりました三案件につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、宅地建物取引業法の一部を改正する法律案は、既存の建物の流通を促進するとともに、宅地又は建物の買主等の利益の保護を図るため、宅地建物取引業者に対し、建物状況調査を実施する者のあつせんに関する事項の媒介契約書への記載、建物状況調査の結果の買主等への説明等を義務付けるとともに、宅地建物取引業者を営業保証金等による弁済の対象から除外する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、法改正の意義及び効果、建物状況調査、いわゆるインスペクションの在り方、既存住宅の流通促進に向けた取組等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(第二号)は、本年二月十九日の閣議決定に基づき、平成二十九年四月十三日までの間、北朝鮮籍の全ての船舶に加え、本年二月十九日以後に北朝鮮の港に寄港し

たことが我が国の法令に基づく手続等により確認された第三国籍船舶の入港禁止措置が講じられたことについて、国会の承認を求めようとするものであります。

また、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(第三号)は、本年四月一日の閣議決定に基づき、平成二十九年四月十三日までの間、既に入港禁止となつてゐる特定船舶に加えて、国連安保理の決定等に基づき凍結又はその他の関連する措置の対象とされた一定の船舶に関し、入港禁止措置が講じられたことについて、国会の承認を求めようとするものであります。

委員会におきましては、両件を一括して議題とし、国土交通大臣より順次趣旨説明を聴取した後、順次採決の結果、両件はいずれも全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。

まず、宅地建物取引業法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十七

賛成

二百二十七

反対

〇

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 次に、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求め

るの件(第二号)及び特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めめるの件(第三号)を一括して採決いたします。

両件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十五

賛成

二百二十五

反対

〇

よつて、両件は全会一致をもつて承認することになりました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 日程第七 国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院

送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。内閣委員長神本美恵子君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔神本美恵子君登壇、拍手〕

○神本美恵子君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、国家戦略特別区域、地方薬業製造業指導事業に係る医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の特例措置その他の国家戦略特別区域に係る法律の特例に関する措置を追加する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、農林水産委員会との連合審査会を行うなど、慎重な審査を行いました。

委員会における主な質疑の内容は、規制緩和と地方創生との関係、企業の農地所有に対する懸念を払拭する方策、自家用有償旅客運送に関する道路運送法の特例の必要性、障害者の雇用の場を拡大するための制度の在り方等でありましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、民進党・新緑風会の風間委員より反対、日本共産党の山下理事より反対、生活の党と山本太郎となかまたちの山本委員より反対の旨の意見がそれぞれ述べ

べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十六

賛成

二百二十六

反対

七十五

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 日程第八 児童福祉法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を

議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員

長三原じゅん子君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔三原じゅん子君登壇、拍手〕

○三原じゅん子君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、全ての児童の健全な育成を図るため、児童の福祉を保障するための原理の明確化、児童相談所の体制の整備、児童福祉法による施設入所等の措置の対象となる者の範囲の拡大等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、児童相談所の体制及び権限を強化する趣旨、要保護児童等に係る関係機関の情報共有及び連携の在り方、被虐待児童への自立支援策等について質疑を行うとともに、参考人より意見を聴取いたしました。その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 本案に対し、討論の通告がございます。発言を許します。西村まさみ君。

〔西村まさみ君登壇、拍手〕

○西村まさみ君 民進党・新緑風会の西村まさみでございます。

私は、ただいま議題となりました児童福祉法等の一部を改正する法律案につきまして、会派を代表して、賛成の立場から討論を行います。児童虐待の現状は今日のような悲惨な状況にあるのか、全国の児童相談所での児童虐待に関する

相談対応件数は、児童虐待防止法施行前の平成十一年度に比べ、平成二十六年年度には七・六倍に増加しています。児童虐待により死亡した子供の件数は減少傾向にあるものの、平成二十六年三月末の統計で六十九名が犠牲となっています。痛ましい児童虐待の現実を一刻も早く止め、傷ついた子供に手を差し伸べることは、全国民、国を挙げて取り組む重要な課題であります。

現行の児童福祉法は昭和二十二年に孤児等の保健状態の改善を目的に制定されたものであります。が、児童福祉の理念として、全ての児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならぬと規定されましたが、子供が権利の主体であること、最善の利益が優先されること等が不明確であるとの指摘を受けてまいりました。

今国会において審議された本改正案は、日本の法律の中で初めて子供の権利を法律に書き込んだものであつて、全ての児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健全な成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有すると明確に子供の権利が示されています。その上で、国民、保護者、国、地方団体がそれぞれ子供を支えるとの形で子供の福祉が保障される旨が規定されている。今回の改正の大きな柱であり、賛成する理由の一つであります。

しかし、この理念実現のため、深刻な児童虐待について、早期発見、発生の予防、そして自立支援までを一貫して支援の対策を強化していくとの内容ではありますが、この部分には数々の積み残

しの大きな課題が残っています。

まず、虐待を発見し通報する者として、第二十条の十の五に、要支援児童と思われる者を把握したときは、当該者の情報をその所在地の市町村に提供するように努めなければならない者として歯科医師の明記がありません。厚生労働大臣は委員会答弁等で度々、児童虐待の兆しとか疑いを早期発見して適切な保護あるいは指導につなげるとの観点から、歯科医師の先生方の協力というものは極めて大事と述べてくださっています。にもかかわらず、なぜこの法律に明記されなかったのか。大学教育においても、児童虐待は歯学教育モデルコアカリキュラムに取り入れられ、歯科健診等を通じて虐待を何より早期に発見し通報し得る、言わば即戦力となる専門職であります。法律に明記することと通知とでは周知徹底の効力は格段に異なるということは周知の事実であります。当時の民主党政権下で制定された平成二十三年障害者虐待防止法においては、早期発見に努める者に歯科医師はしっかりと明記されたにもかかわらず、今回、衆議院厚生労働委員会での明記する等の修正案は否決され、歯科医師が法律に盛り込まれなかったことは残念でなりません。

次に、日本では、四自治体を対象にした研究で、年間三百五十人の子供が虐待で命を落としていたという推計があります。しかし、厚生労働省が把握している二〇一三年の六十九人とは余りに大きく懸け離れた数字が示されており、国の確実効性ある政策を打ち出せません。

チャイルド・デス・レビューは、一九七〇年代に、アメリカ、イギリスなどで死因究明として収

集された情報を基に死亡事例を検証して、その要因を明らかにするとともに、予防策を検討する手法であります。日本においてもチャイルド・デス・レビューの導入が望まれるところであります。政府においては、このモデル事業にしっかりと取り組み、効果的な予防策の究明に生かしたいと思ひます。

次に、特定妊婦についてです。

児童福祉法では、特定妊婦を養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域評議会の対象としてしています。虐待による死亡事例は、平成二十五年、四四・六%を占め、とりわけゼロ日児死亡事例では、予期せぬ妊娠の占める割合が七一・三%にまで上つています。死亡事例の背景には、妊婦健康診査未受診である、妊娠前から一人で問題を抱えているなど、支援を要する妊婦を把握しやすい期間から虐待のリスクについて着目をして支援につなげていくことが大切であります。

例えば、予期せぬ妊娠をした場合、そもそも妊娠を知られたくない場合、そして若年者の妊娠等、今回の改正によつて救われない妊婦、自らの声を上げられない妊婦に対してどのような手を差し伸べるのか、どこで支援していくのか、おなかの中の赤ちゃんの命を守るために何をしていくのか、具体策が見えてきません。

衆議院に提出されました修正案では、国及び地方公共団体の責務に妊産婦の支援を加えること、これも出しました。しかし、残念ながらこれも否決されました。大変残念であります。

次に、自立援助ホームの利用が、大学等就学中の場合、二十歳から二十二歳の年度末まで延長さ

れました。しかし、児童養護施設を退所した子供の四〇%が一年以内に離職、三年間では実に七〇%が離職する現実があります。一定の年齢に達したら自動的に支援を終えるのではなく、また、就学や就労の区別なく柔軟な対応が必要であると考えます。

児童福祉法の改正を審議した新たな子どもの家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告において、直ちに実施すべき事項として、就学前の子供の代替的養育について、原則家庭養育とするとされています。特に乳幼児については、生後三か月までが特定の大人との愛着形成が重要であるというところは様々な科学的研究により検証されています。反応性愛着障害という行動障害は、保護者から長期にわたり虐待、ネグレクトを受けたら、身近な大人が頻りに替わること、対人関係を構築する力が未発達なため引き起こされることは知られています。

本改正案では、第三条の二で家庭養育の優先を定めています。乳幼児は原則家庭養育とは明記されていません。また、さきの専門委員会報告で指摘されていた子供にとつて永続的な家庭の保障、恒久的な家庭の優先、これも盛り込まれておりません。

本改正案では、里親委託及び養子縁組の推進が柱の一つとつたわれています。現状で里親委託率は上昇傾向を示していますが、平成二十七年三月末時点で一六・五%、その原因として、里親制度の社会的認知度が低いと登録里親が少ないこと、里親への支援体制が十分に備えられていないこと、様々な課題が残されています。

本改正案では、里親への相談業務に加え、里親に関する自己啓発、里親の選定、里親と児童間との調整、児童の養育に関する計画の作成が都道府県の業務として児童相談所が行うものとしてしています。

厚生労働省は、平成二十七年度から四十一年度までの十五年間に、本体施設入所児童、グループホーム入所児童、里親等へのそれぞれの委託児童の割合をおおむね三分の一とする都道府県推進計画を作成するよう各自治体に要請し、昨年十一月にその結果を得ています。それによれば、里親、ファミリーホームへの委託児童の割合は、平成二十七年の一五・八％から平成四十一年に二九・五％の増加しか達成できていません。施設入所の割合は、七六・四％から四七・二％までの下落にとどまっています。各都道府県自治体の割合の現況、達成割合にはばらつきがあり、養親や里親に恵まれず、施設での集団生活のまま成長せざるを得ない子供が、これからも生まれ、社会生活になじめぬまま社会に出ていく、この現実が続いていくこととなります。

民進党は、特別養子縁組その他の養子縁組を促進し、児童の福祉増進を図るため、特別養子縁組の促進等のための児童の養子縁組に関する法律案を、昨日、衆議院に提出したところであります。我が国の少子化の進行は急激であり、子育てを取り巻く環境の変化は、若者の将来の夢さえ摘みかねません。

最後に、数々の問題を指摘してまいりましたが、政府が直ちに着手できる虐待防止の政策に取り組むことで、悲惨な児童虐待の状況の流れを止めて、遠くない将来には虐待死がゼロとなり、虐

待を知らない世代の誕生というものが実現されることを、党派を超えて確実に進めていくことをお約束をいたしまして、私の賛成討論を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十六

賛成

二百二十六

反対

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(山崎正昭君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十時三十二分散会

出席者は左のとおり。

議長
副議長

山崎 正昭君
興石 東君

議員

清水 貴之君	河野 義博君	藤巻 健史君	平木 大作君	中山 恭子君	新妻 秀規君	東 徹君	竹谷とし子君	藤川 政人君	室井 邦彦君	山本 博司君	若松 謙維君	中原 八一君	片山虎之助君	長沢 広明君	福岡 資麿君	山本 順三君	山本 香苗君	山口那津男君	荒木 清寛君	衛藤 晟一君	島尻安伊子君	堂故 茂君	太田 房江君	山下 雄平君	渡邉 美樹君	阿達 雅志君	三木 亨君
和田 政宗君	佐々木さやか君	中野 正志君	矢倉 克夫君	石川 博崇君	宮本 周司君	秋野 公造君	横山 信一君	三原じゅん子君	江口 克彦君	谷合 正明君	長谷川 岳君	高階恵美子君	浜田 昌良君	杉 久武君	松下 新平君	岡田 直樹君	魚住裕一郎君	西田 実仁君	丸川 珠代君	岩城 光英君	北村 経夫君	森屋 宏君	吉川ゆうみ君	山田 修路君	堀内 恒夫君	三宅 伸吾君	舞立 昇治君

堀井 巖君	馬場 成志君	赤池 誠章君	井原 巧君	石田 昌宏君	熊谷 大君	宇都 隆史君	岩井 茂樹君	石井 浩郎君	北川イツセイ君	中川 雅治君	愛知 治郎君	松山 政司君	宮沢 洋一君	金子原二郎君	岸 宏一君	鶴保 庸介君	伊達 忠一君	中西 祐介君	行田 邦子君	井上 義行君	荒井 広幸君	松沢 成文君	二之湯武史君	中泉 松司君	柘植 芳文君	大沼みずほ君	古賀友一郎君	島田 三郎君	高野光二郎君	西田 昌司君	青木 一彦君
羽生田 俊君	渡辺 猛之君	中西 健治君	石井 正弘君	牧野たかお君	大家 敏志君	上野 通子君	磯崎 仁彦君	野上浩太郎君	小泉 昭男君	野村 哲郎君	末松 信介君	山谷えり子君	岡田 広君	有村 治子君	武見 敬三君	関口 昌一君	江島 潔君	平野 達男君	森本 真治君	田中 茂君	脇 雅史君	糸数 慶子君	長峯 誠君	豊田 俊郎君	滝波 宏文君	大野 泰正君	上月 良祐君	島村 大君	高橋 克法君	赤石 清美君	山田 俊男君

森 まさこ君	丸山 和也君
古川 俊治君	塚田 一郎君
吉田 博美君	石井 準一君
二之湯 智君	松村 祥史君
水落 敏栄君	磯崎 陽輔君
佐藤 信秋君	猪口 邦子君
溝手 顕正君	柳本 卓治君
山崎 力君	山本 一太君
林 芳正君	橋本 聖子君
木村 義雄君	小坂 憲次君
鴻池 祥肇君	尾辻 秀久君
磯崎 哲史君	石上 俊雄君
真山 勇一君	山本 太郎君
又市 征治君	安井美沙子君
小西 洋之君	大野 元裕君
主演 了君	谷 亮子君
西村まさみ君	斎藤 嘉隆君
小見山幸治君	柴田 巧君
田城 郁君	滝沢 求君
有田 芳生君	金子 洋一君
風間 直樹君	川田 龍平君
石井みどり君	広田 一君
藤末 健三君	尾立 源幸君
前川 清成君	大久保 勉君
白 眞勲君	片山さつき君
佐藤 正久君	小林 正夫君
藤田 幸久君	神本美恵子君
榎葉賀津也君	大塚 耕平君
野田 国義君	山東 昭子君
中曾根弘文君	長浜 博行君
相原久美子君	小川 勝也君
小川 敏夫君	郡司 彰君

加藤 敏幸君	渡辺美知太郎君
山口 和之君	吉良よし子君
吉田 忠智君	薬師寺みちよ君
山田 太郎君	辰巳孝太郎君
福島みずほ君	松田 公太君
倉林 明子君	牧山ひろえ君
大島九州男君	林 久美子君
蓮 舫君	アトニ才猪木君
紙 智子君	田村 智子君
那谷屋正義君	足立 信也君
藤本 祐司君	水岡 俊一君
津田弥太郎君	大門実紀史君
仁比 聡平君	浜野 喜史君
水野 賢一君	増子 輝彦君
福山 哲郎君	櫻井 充君
小池 晃君	井上 哲士君
吉川 沙織君	柳澤 光美君
直嶋 正行君	北澤 俊美君
柳田 稔君	前田 武志君
田中 直紀君	江田 五月君
山下 芳生君	市田 忠義君
財務大臣	麻生 太郎君
財務大臣	岩城 光英君
厚生労働大臣	塩崎 恭久君
国土交通大臣	石井 啓一君
内閣府特命担当大臣(防犯)	河野 太郎君
内閣府特命担当大臣(内閣府特命担当大臣(地方創生))	石破 茂君

議長の報告事項
一昨二十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
内閣委員

辞任	豊田 俊郎君	補欠	世耕 弘成君
辞任	石橋 通宏君	補欠	牧山ひろえ君
辞任	藤本 祐司君	補欠	田城 郁君
総務委員	山崎 力君	補欠	大沼みずほ君
辞任	吉川 沙織君	補欠	前川 清成君
法務委員	石井みどり君	補欠	三宅 伸吾君
辞任	柳本 卓治君	補欠	中泉 松司君
外交防衛委員	熊谷 大君	補欠	堀井 巖君
辞任	藤井 基之君	補欠	三木 亨君
財政金融委員	岩城 光英君	補欠	滝波 宏文君
辞任	大野 泰正君	補欠	中川 雅治君
文教科科学委員	前川 清成君	補欠	吉川 沙織君
辞任	中山 恭子君	補欠	中野 正志君
秋野 公造君	若松 謙維君		

厚生労働委員	三木 亨君	補欠	藤井 基之君
辞任	三宅 伸吾君	補欠	石井みどり君
農林水産委員	浜野 喜史君	補欠	小西 洋之君
辞任	牧山ひろえ君	補欠	石橋 通宏君
経済産業委員	大沼みずほ君	補欠	山崎 力君
辞任	中泉 松司君	補欠	柳本 卓治君
辞任	堀井 巖君	補欠	熊谷 大君
国土交通委員	金子原二郎君	補欠	丸川 珠代君
辞任	中川 雅治君	補欠	金子原二郎君
環境委員	田城 郁君	補欠	秋野 公造君
辞任	中野 正志君	補欠	渡邊 美樹君
予算委員	小西 洋之君	補欠	大野 泰正君
辞任	佐藤 正久君	補欠	藤本 祐司君
決算委員	滝波 宏文君	補欠	中山 恭子君
辞任	丸川 珠代君	補欠	岩城 光英君
谷合 正明君	荒木 清寛君		

行政監視委員

辞任

補欠

末松 信介君

島田 三郎君

三木 亨君

佐藤 正久君

宮沢 洋一君

大沼みずほ君

神本美恵子君

水岡 俊一君

那谷屋正義君

石上 俊雄君

荒木 清寛君

谷合 正明君

議院運営委員

辞任

補欠

大沼みずほ君

宮沢 洋一君

世耕 弘成君

豊田 俊郎君

石上 俊雄君

那谷屋正義君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

補欠

島村 大君

柘植 芳文君

山田 修路君

磯崎 仁彦君

野田 国義君

浜野 喜史君

河野 義博君

谷合 正明君

同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

補欠

紙 智子君

吉良よし子君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

災害対策特別委員会

理事 河野 義博君 (谷合正明君の補欠)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

道路運送法及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案(二階俊博君外五名提出)(衆第五一号)

消費税率の引上げの期日の延期及び給付付き税額控除の導入等に関する法律案(山尾志核里君外四名提出)(衆第五二号)

同日議長は、次の衆議院提出案を財政金融委員会に付託した。

酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第三五号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を国土交通委員会に付託した。

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第一八号)

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(閣承認第二号)

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(閣承認第三号)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承諾することを議決した旨衆議院に通知した。

平成二十六年年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)

平成二十六年年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その二)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承諾することを議決した旨衆議院に通知した。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とチリ共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とインド共和国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案

消費者契約法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律案

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

発達障害者支援法の一部を改正する法律案

同日議長から内閣総理大臣宛次の決議を送付した。

我が国の国連加盟六十周年にあたり更なる国際平和の構築への貢献を誓約する決議

同日衆議院から、次の議案は提出者が撤回した旨の通知書を受領した。

消費税率の逆進性を緩和するための給付付き税額控除の導入等に関する法律案(古川元久君外三名提出)

同日委員長から次の報告書が提出された。

同日議員から次の質問主意書が提出された。不登校施策の現状に関する質問主意書(山本太郎君提出)(第一二二二号)

死刑確定者の精神状態に関する質問主意書(福島みずほ君提出)(第一二三号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

平成二十八年年度補正予算の執行の期間に関する質問主意書(葉師寺みちよ君提出)(第一二七号)

熊本県における地震の高齢被災者への介護支援に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第一一八号)

熊本県における地震による住宅被害への支援に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第一一九号)

熊本県における地震による被災中小企業への早期支援に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第一二〇号)

同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とチリ共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とインド共和国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律

消費者契約法の一部を改正する法律

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律

発達障害者支援法の一部を改正する法律

同日国会において承諾することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

平成二十六年年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

平成二十六年年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

同日本院は、次の件を議決した旨内閣に通知した。

平成二十六年年度一般会計国庫債務負担行為総調書(その1)

平成二十六年年度一般会計歳入歳出決算、平成二十六年年度特別会計歳入歳出決算、平成二十六年年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十六年度政府関係機関決算書

平成二十六年年度国有財産増減及び現在額総計算書

平成二十六年年度国有財産無償貸付状況総計算書

昭和十九年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算及び昭和二十年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算

歳出決算

昨二十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

世耕 弘成君

山下 雄平君

田城 郁君

藤本 祐司君

石井 正弘君

前川 清成君

中泉 松司君

滝波 宏文君

吉川 沙織君

中野 正志君

厚生労働委員

有村 治子君

足立 信也君

石橋 通宏君

農林水産委員

柳本 卓治君

経済産業委員

金子原二郎君

長浜 博行君

補欠

渡邊 美樹君

足立 信也君

補欠

中泉 松司君

補欠

石井 正弘君

長浜 博行君

吉川 沙織君

補欠

中山 恭子君

岩城 光英君

前川 清成君

補欠

国土交通委員

渡邊 美樹君

藤本 祐司君

中山 恭子君

中野 正志君

山下 雄平君

西村まさみ君

岩城 光英君

末松 信介君

行政監視委員

大沼みずほ君

島田 三郎君

石上 俊雄君

議院運営委員

宮沢 洋一君

徳永 エリ君

那谷屋正義君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

浜野 喜史君

野田 国義君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

内閣委員会

理事 山下 芳生君 (山下芳生君の補欠)

補欠

金子原二郎君

田城 郁君

中野 正志君

世耕 弘成君

徳永 エリ君

宏文君

三郎君

補欠

宮沢 洋一君

信介君

法務委員会

理事 三宅 伸吾君 (三宅伸吾君の補欠)

財政金融委員会

理事 石田 昌宏君 (石田昌宏君の補欠)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律案(木村弥生君外三名提出(衆第五三三号))

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を法務委員会に付託した。

民法の一部を改正する法律案(閣法第四九号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第三五五号)審査報告書

総合法律支援法の一部を改正する法律案(第百八十九回国会閣法第五七号)審査報告書

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案(閣法第三四号)審査報告書

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五

条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止

の実施につき承認を求めるの件(閣承認第二号)

審査報告書

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五

条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止

の実施につき承認を求めるの件(閣承認第三号)

審査報告書

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案

(閣法第五三三号)審査報告書

児童福祉法等の一部を改正する法律案(閣法第

五五五号)審査報告書

八

同日議員から次の質問主意書が提出された。
いわゆるクマラスワミ報告に対する日本政府反論書に関する質問主意書(和田政宗君提出)(第一二四号)

戦没者の遺骨収集の推進に関する質問主意書

(糸数慶子君提出)(第一二五号)

米軍読谷補助飛行場跡地から検出された有害物質の処理に関する質問主意書(糸数慶子君提出)(第一二六号)

(第二二六号)

アタルトビデオへの出演強要被害に関する質問主意書(山本太郎君提出)(第一二七号)

タックスヘイブンに対する国際社会と連携した監視・規制に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第一二八号)

同日議長は、スリランカ民主主義共和国における十五日からの豪雨による被害に対し、カル・ジャヤスリーヤ同国会議長宛見舞状を発送した。

同日議長は、スリランカ民主主義共和国における十五日からの豪雨による被害に対し、カル・ジャヤスリーヤ同国会議長宛見舞状を発送した。

審査報告書

平成二十八年熊本地震災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十八年五月二十五日

災害対策特別委員長 長沢 広明
参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、平成二十八年熊本地震災害関連義援金に係る抛出の趣旨に鑑み、被災者等が自

ら平成二十八年熊本地震災害関連義援金を使用することができるようになるため、平成二十八年熊本地震災害関連義援金について、差押えの禁止等を行うとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

平成二十八年熊本地震災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二十八年五月十九日

衆議院議長 大島 理森
参議院議長 山崎 正昭殿

平成二十八年熊本地震災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律

1 平成二十八年熊本地震災害関連義援金の交付を受けることとなった者の当該交付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

2 平成二十八年熊本地震災害関連義援金として交付を受けた金銭は、差し押さえることができない。

3 この法律において「平成二十八年熊本地震災害関連義援金」とは、平成二十八年熊本地震による災害の被災者又はその遺族(以下この項において「被災者等」という。)の生活を支援し、被災者等を慰藉する等のため自発的に抛出された金銭を原資として、都道府県又は市町村(特別区を含む。)が一定の配分の基準に従い被災者等に交付する金銭をいう。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、この法律の施行前に交付を受けた、又は交付を受けることとなった平成二十八年熊本地震災害関連義援金についても適用する。ただし、この法律の施行前に生じた効力を妨げない。

審査報告書

酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十八年五月二十六日

財政金融委員長 大家 敏志
参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、酒税の保全及び酒類の取引の円滑な運行を図るため、財務大臣は、酒類に関する公正な取引につき、酒類製造業者等が遵守すべき公正な取引の基準を定めるものとするともに、酒類の適正な販売管理の確保を図るため、酒類小売業者は、酒類の販売業務に関する法令に係る研修を受けた者のうちから酒類販売管理者を選任しなければならないこととするほか、当該酒類販売管理者に、財務省令で定める期間ごとに、当該研修を受けさせなければならないこととする等の所要の措置を講ずるものあり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に伴い、別に費用を要しない。

酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

平成二十八年五月十二日

衆議院議長 大島 理森
参議院議長 山崎 正昭殿

酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律

(酒税法の一部改正)

第一条 酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第十条第一号中「第十二条第五号」を「第五号若しくは第六号」に、「若しくは第二号の」を「第二号若しくは第四号の」に、「販売業免許を取り消されたことがある者」を「販売業免許を取り消され、」に、「許可を取り消されたことがある者」を「許可を取り消された日から三年を経過するまでの者」に改め、同条第二号中「第二号若しくは第五号」を「第二号、第五号若しくは第六号」に、「若しくは第二号」を「第二号若しくは第四号」に改め、同条第七号中「昭和二十八年法律第七号」の下に「第十二条第六号及び第十四条第四号において「酒類業組合法」という。」を加える。

第十二条に次の一号を加える。

六 酒類業組合法第八十四条第二項(酒税保全のための勧告又は命令又は第八十六条の四(公正な取引の基準に関する命令)の規定による命令に違反した場合
第十四条に次の一号を加える。

四 酒類業組合法第八十四条第三項(酒税保

全のための勧告又は命令)又は第八十六条の四(公正な取引の基準に関する命令)の規定による命令に違反した場合

(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正)

第二条 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第八十六条の二及び第八十六条の三を削り、第八十六条の四を第八十六条の二とし、同条の次に次の二条を加える。

(公正な取引の基準)

第八十六条の三 財務大臣は、酒税の保全及び酒類の取引の円滑な運行を図るため、酒類に関する公正な取引につき、酒類製造業者又は酒類販売業者が遵守すべき必要な基準(以下「公正な取引の基準」という。)を定めるものとする。

2 財務大臣は、公正な取引の基準を定めるに当たつては、酒類製造業者又は酒類販売業者の適切な経営努力による事業活動を阻害して消費者の利益を損なうことのないように留意しなければならない。

3 財務大臣は、第一項の規定により公正な取引の基準を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

4 財務大臣は、公正な取引の基準を遵守しない酒類製造業者又は酒類販売業者があるときは、その者に対し、当該公正な取引の基準を遵守すべき旨の指示をすることができる。

5 財務大臣は、前項の指示に従わない酒類製造業者又は酒類販売業者があるときは、その

旨を公表することができる。

6 財務大臣は、おおむね五年ごとに公正な取引の基準に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを改正するものとする。この場合においては、第二項及び第三項の規定を準用する。

(公正な取引の基準に関する命令)

第八十六条の四 財務大臣は、前条第四項の指示を受けた者がその指示に従わなかつた場合において、酒税の円滑かつ適正な転嫁が阻害され、又は阻害されるおそれがあると認めるときは、その者に対し、当該指示に係る公正な取引の基準を遵守すべきことを命令することができる。

第八十六条の八中「財務大臣は」の下に、「第八十六条の三第一項の規定により公正な取引の基準を定めようとするとき(同条第六項の規定により公正な取引の基準を改正しようとするときを含む。)」を加え、「又は」を「又は」に改める。

第八十六条の九第一項中「従事する者」の下に「であつて、酒類の販売業務に関する法令(酒税法、この法律、未成年者飲酒禁止法(大正十一年法律第二十号)、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号、第九十三条において「私的独占禁止法」という。)、アルコール健康障害対策基本法(平成二十五年法律第九号)その他の財務省令で定める法令をいう。以下この条において同じ。))に係る研修(小売酒販組合、小売酒販組合連合会又は小売酒販組合中央会その他の法人その他の団体であつて、財務大臣が、財務省令で定め

るところにより、酒類の販売業務に関する法令の知識が十分であり、かつ、当該研修を適正かつ確実に行うことができる」と認めて指定したものが行うものをいう。第六項及び第九項において単に「酒類の販売業務に関する法令に係る研修」という。を受けたものを加え、同条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、同条に次の四項を加える。

6 酒類小売業者は、第一項の規定により選任した酒類販売管理者に、財務省令で定める期間ごとに、酒類の販売業務に関する法令に係る研修を受けさせなければならない。

7 財務大臣は、酒類小売業者が前項の規定を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

8 財務大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

9 酒類小売業者は、財務省令で定めるところにより、その販売場ごとに、公衆の見やすい場所に、酒類販売管理者の氏名及び当該酒類販売管理者が最後に酒類の販売業務に関する法令に係る研修を受けた日その他の財務省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

第九十一条第一項中「酒類販売業者」の下に「若しくはこれらの者とその事業に関して関係のある事業者」を加える。

第九十三条中「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十

四号)」を「私的独占禁止法」に改める。

第九十四条第一項中「又は第八十四条第一項」を「第八十四条第一項」に改め、「命令」の下に「又は第八十六条の三第一項の規定による公正な取引の基準の制定(同条第六項の規定による公正な取引の基準の改正を含む。)」を加え、同条に次の二項を加える。

3 公正取引委員会は、酒類製造業者又は酒類販売業者の酒類の取引に関し、公正な取引の基準に違反する事実があると認料するときは、財務大臣に対し、その事実を報告するものとする。

4 財務大臣は、酒類製造業者又は酒類販売業者の酒類の取引に関し、不公正な取引方法に該当する事実があると認料するときは、公正取引委員会に対し、その事実を報告するものとする。

第九十八条第一号を同条第一号の二とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 第八十六条の四の規定による命令に違反した者
第九十八条第二号の二の次に次の一号を加える。

二の三 第八十六条の九第八項の規定による命令に違反した者
附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

第二条 財務大臣は、この法律の施行前においても、第二条の規定による改正後の酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(以下「新酒類業組合法」という。第八十六条の三第一項及び第二項、第八十六条の八並びに第九十四条第一項の規定の例により、新酒類業組合法第八十六条の三第一項に規定する公正な取引の基準を定めることができる。

2 前項の規定により定められた公正な取引の基準は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において新酒類業組合法第八十六条の三第一項の規定により定められたものとみなす。
(免許の取消し等に係る経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の酒税法第七条第一項、第八条又は第九条第一項の免許を受けている者(次項において「酒類製造者等」という。)に対する第一条の規定による改正後の酒税法(次項において「新酒税法」という。第十二条、第十三条又は第十四条の規定による免許の取消しに関しては、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

2 施行日前に酒類製造者等について相続(包括遺贈を含む。)があつた場合における当該相続に係る相続人(包括受遺者を含む。)に対する新酒税法第十九条第二項の規定の適用については、なお従前の例による。

(酒類の販売業務に関する法令に係る研修に係る経過措置)

第四条 この法律の施行前に実施された第二条の規定による改正前の酒税の保全及び酒類業組合

等に関する法律(以下「旧酒類業組合法」という。第八十六条の九第五項に規定する酒類の販売業務に関する法令に係る研修は、この法律の施行後は、新酒類業組合法第八十六条の九第一項に規定する酒類の販売業務に関する法令に係る研修とみなす。

(酒類販売管理者の選任等に係る経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に旧酒類業組合法第八十六条の九第四項の規定により酒類小売業者(同条第一項に規定する酒類小売業者をいう。以下この条において同じ。)が財務大臣に届け出ている酒類販売管理者は、新酒類業組合法第八十六条の九第一項の規定による酒類販売管理者として選任されたものとみなす。

2 前項の場合において、同項に規定する酒類販売管理者がこの法律の施行前に旧酒類業組合法第八十六条の九第五項に規定する酒類の販売業務に関する法令に係る研修を受けていないときは、酒類小売業者は、当該酒類販売管理者に、施行日から三月以内に、新酒類業組合法第八十六条の九第一項に規定する酒類の販売業務に関する法令に係る研修を受けなければならない。

3 財務大臣は、酒類小売業者が前項の規定を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

4 財務大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

5 前項の規定による命令に違反した者は、五十

万円以下の罰金に処する。

6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同項の刑を科する。

7 第二項に規定する酒類小売業者に対する新酒類業組合法第八十六条の九第九項の規定の適用については、施行日から第二項に規定する酒類販売管理者が同条第一項に規定する酒類の販売業務に関する法令に係る研修を受けた日までの間は、同条第九項中「酒類販売管理者の氏名及び当該酒類販売管理者が最後に酒類の販売業務に関する法令に係る研修を受けた日」とあるのは、「酒類販売管理者の氏名」とする。

(質問検査権に係る経過措置)

第六条 新酒類業組合法第九十一条第一項の規定は、施行日以後に行う同項の規定による検査等(報告の求め、質問、立入り又は検査をいう。以下この条において同じ。)について適用する。ただし、関係事業者(同項に規定する酒類業組合等、酒類製造業者又は酒類販売業者とその事業に関し関係のある事業者をいう。)に対しては、同項の規定にかかわらず、施行日前に酒類製造業者等(旧酒類業組合法第九十一条第一項に規定する酒類業組合等、酒類製造業者又は酒類販売業者をいう。)に対して行つた旧酒類業組合法第九十一条第一項の規定による検査等及び当該検査等に関連して施行日以後に当該酒類製造業者等に対して行う新酒類業組合法第九十一条第一項の規定による検査等に関連する検査等は、行うことができる。

(アルコール事業法の一部改正)

第七条 アルコール事業法(平成十二年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「同法第十二条第五号」を「第五号若しくは第六号」に、「若しくは第二号の」を「第二号若しくは第四号の」に改める。

(省令への委任)

第八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、財務省令又は経済産業省令で定める。

審査報告書

総合法律支援法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十八年五月二十六日

法務委員長 魚住裕一郎

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、法的援助を要する者の多様化により的確に対応するため、日本司法支援センターの業務として、認知機能が十分でない者及び大規模な災害の被災者等を援助する業務を追加する等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行に必要な経費は、認知機能が十分でない者及び大規模な災害の被災者等への法的支援の二ツズ等を踏まえてその予算措置を講ずることになる。

附帯決議

政府及び日本司法支援センターは、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 司法アクセス障害を有する高齢者・障害者に対する法的支援の重要性及び必要性に鑑み、特定援助対象者に対する資力を問わない法律相談援助の実施に当たっては、その趣旨を没却することがないよう、その対象者の該当性を判断するとともに、費用負担を求める基準及びその負担額を定めるに当たっては、利用者がちゅうちよすることのないようにすること。

二 特定援助対象者の司法アクセス障害が真に改善されるよう、特定援助対象者への代理援助等の対象となった「自立した生活を営むために必要とする公的給付に係る行政不服申立手続」の範囲については、柔軟に解釈するとともに、代理援助等の対象とする手続を、行政機関への申請行為にも拡大することを引き続き検討すること。

三 福祉機関等や弁護士等による総合的な高齢者・障害者への生活支援の実施の必要性に鑑み、福祉機関等と弁護士等との連携活動の促進のため、地方公共団体への協力要請等、必要な措置を講ずること。

四 国民の生命、身体、性的自由等の重大な法益を守り、安心・安全な生活を提供するという国の責務に鑑み、特定侵害行為の被害者に対する資力を問わない法律相談の実施に当たっては、その趣旨を没却することがないよう、その対象者の該当性を判断するとともに、費用負担を求める基準及びその負担額を定めるに当たって

は、利用者がちゅうちよすることのないようにすること。

五 国として、真に援助が必要な犯罪被害者に対し適切な援助を行うことにより、その生命、身体が危険にさらされないよう、捜査機関・民間支援機関・行政機関との交渉等の場面における弁護士費用の援助及び未成年者である犯罪被害者への費用償還を要しない援助の必要性について引き続き検討すること。

六 本法に基づく平成二十八年熊本地震の被災者に対する無料法律相談を早期に実施できるよう、大規模災害の被災者に対する無料法律相談に関する規定の施行及び政令による平成二十八年熊本地震の指定を早期に行うこと。

七 大規模災害の被災者に対する法的支援制度の対象となる災害及び地区については可及的速やかに政令で指定するものとし、その際には被災者の立ち直り及び地域の復旧・復興の迅速化を図るという制度趣旨を没却することがないよう留意すること。また、今回創設される無料法律相談の実施状況を踏まえ、支援対象となる災害の範囲及び援助期間の拡大並びに無料法律相談以外の法的援助の創設について検討を行い、必要な措置を講ずるよう努めること。

八 日本司法支援センターに対する国民の認知度を高めるための取組を強化するとともに、同センターが国民の多様な法的ニーズに迅速かつ適正に対応することができるよう、十全な財政措置を含む必要な措置を講ずるよう努めること。右決議する。

総合法律支援法の一部を改正する法律案(第百八十九回国会内閣提出、本院継続審査)右の内閣提出案は本院において修正議決した。よってこれを送付する。

平成二十八年四月五日

衆議院議長 大島 理森
参議院議長 山崎 正昭殿

(小字及び一は衆議院修正)

総合法律支援法の一部を改正する法律案

総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第四条中「之しい者」の下に「その他の法による紛争の解決に必要なサービスの提供を求めることに困難がある者」を、「同じ。」の下に「及び行政不服申立手続(行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)による不服申立ての手続をいう。第三十條第一項第二号において同じ。)」を加え、「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第七條中「第三十條第一項第七号」を「第三十條第一項第十号」に改める。

第三十條第一項第二号中「民事裁判等手続において」を「民事裁判等手続又は行政不服申立手続において」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める手続の準備及び追行(民事裁判等手続に先立つ和解の交渉で特に必要と認められるものを含む。)のため代理人に支払うべき報酬及びその代理人が行う事務の処理に必要な実費の立替えをすること。

(1) 認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられているおそれがある国民等(以下この項において「特定援助対象者」という。)を援助する場合 民事裁判等手続又は当該特定援助対象者が自立した生活を営むために必要とする公的給付に係る行政不服申立手続

(2) 特定援助対象者以外の国民等を援助する場合 民事裁判等手続

第三十條第一項第二号ハ中「民事裁判等手続」の下に「(特定援助対象者を援助する場合にあつては、イ(1)に定める手続」を加え、同号ホ中「法律相談」という。)を、「除く」の下に「次号及び第四号において同じ」を加え、同項中第九号を第十二号とし、第三号から第八号までを三号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の三号を加える。

三 特定援助対象者であつて、近隣に居住する親族がいなことその他の理由により、弁護士、弁護士法人又は隣接法律専門職者のサービスの提供を自発的に求めることが期待できないものを援助するため、自立した日常生活及び社会生活を営むに当たり必要な法律相談を実施すること。

四 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、その被災地において法律相談を円滑に実施することが特に必要と認められるものとして政令で指定するものが発生した日において、民事上の法律関係に著しい混乱を生ずるおそれがある地区として政令で定めるものに住所、居所、営業所又は事務所を有していた国民等を援助するため、同日から起算して一年を超

えない範囲内において総合法律支援の実施体制その他の当該被災地の実情を勘案して政令で定める期間に限り、その生活の再建に当たり必要な法律相談を実施すること。

五 特定侵害行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第二条第一項に規定するつきまとい等、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条第一項に規定する配偶者からの暴力をいう。以下この号において同じ。）を現に受けている疑いがあると認められる者を援助するため、特定侵害行為による被害の防止に関して必要な法律相談を実施すること。

第三十一条中、「第二号、第四号及び第五号」を「から第五号まで、第七号及び第八号」に改める。
第三十二条第一項中「及び第三号」を「から第六号まで」に改め、同条第三項中「第四号及び第五号」を「第七号及び第八号」に改め、同条の次の次の一条を加える。

（支援センターの職員である弁護士士の資質の向上等）

第三十二条の二 支援センターは、支援センターの職員のうち、他人の法律事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士につき、弁護士会及び日本弁護士連合会並びに隣接法律専門職者団体との連携の下、地域の関係機関との連絡調整その他の当該弁護士士の職務の円滑な遂行に必要な措置を講ずるとともに、研修その他の方法による資質の向上に努めるものとする。

平成二十八年五月二十七日 参議院会議録第三十一号

総合法律支援法の一部を改正する法律案

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案

第三十四条第二項第一号中「の業務及びこれに」

を「から第四号までの業務及びこれらに」に、「同号イ」を「同項第二号イ」に、「並びに同号ロ」を「同号ロ」に改め、「支払に関する事項」の下に「並びに同項第三号の業務の実施に係る援助を受けた者の費用の負担に関する事項」を加え、「同号に」を「同項第二号に」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「第三十条第一項第六号」を「第三十条第一項第九号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「第三十条第一項第三号」を「第三十条第一項第六号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次の一号を加える。

二 第三十条第一項第五号の業務及びこれに附帯する業務に関し、これらの業務の実施に係る援助の申込みに関する事項及び当該援助を受けた者の費用の負担に関する事項

第三十六条第一項及び第三十七条中「第三十条第一項第三号」を「第三十条第一項第六号」に改める。

第四十三条第一号中「第三十条第一項第三号及び第六号」を「第三十条第一項第六号及び第九号」に改める。

第四十六条第一項中「同条第一項第三号及び第六号」を「同条第一項第六号及び第九号」に改め、同条第二項中「第三十条第一項第三号及び第六号」を「第三十条第一項第六号及び第九号」に改める。

附 則

（施行期日）

一 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

二 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（旧東日本大震災の被災者に対する援助のため）
の日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の一部改正

三 旧東日本大震災の被災者に対する援助のため
の日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（平成二十四年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第五号

附則第三条第二項の表第三十四条第二項第五号の項中「第三十四条第二項第五号」を「第三十四条第二項第六号」に改める。

審査報告書

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十八年五月二十六日

国土交通委員長 金子 洋一
参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、既存の建物の流通を促進するとともに、宅地又は建物の買主等の利益の保護を図るため、宅地建物取引業者に対し、建物状況調査を実施する者のあつせんに関する事項の媒介契約書への記載、建物状況調査の結果の買主等への説明等を義務付けるとともに、宅地建物取引業者を営業保証金等による弁済の対象から

除外する等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用
本法律施行のため、別に費用を要しない。

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
平成二十八年四月二十八日

衆議院議長 大島 理森
参議院議長 山崎 正昭殿

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「した者」の下に「（宅地建物取引業者に該当する者を除く。）」を加える。

第三十四条の二第一項中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 当該建物に既存の建物であるときは、依頼者に対する建物状況調査（建物の構造耐力上主要な部分又は雨水の浸入を防止する部分として国土交通省令で定めるもの）（第三十七条第一項第二号の二において「建物の構造耐力上主要な部分等」という。）の状況の調査であつて、経年変化その他の建物に生じる事象に関する知識及び能力を有する者として国土交通省令で定める者が実施するものをいう。第三十五条第一項第六号の二イにおいて同じ。）を実施する者のあつせんに関する事項

第三十四条の二第九項中「前項を」前二項に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「宅地建物取引業者は」の下に「前項に定めるもののほか」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 媒介契約を締結した宅地建物取引業者は、当該媒介契約の目的物である宅地又は建物の売買又は交換の申込みがあつたときは、遅滞なく、その旨を依頼者に報告しなければならない。

第三十五条第一項第六号の次に次の一号を加える。

六の二 当該建物が既存の建物であるときは、次に掲げる事項

イ 建物状況調査(実施後国土交通省令で定める期間を経過していないものに限る。)を

宅地建物取引業者の相手方等	第一項	第二項	
		宅地建物取引士をして、少なくとも次に掲げる事項について、これらの事項	交付して説明をさせなければ
第二項に規定する宅地又は建物の割賦販売の相手方		宅地建物取引士をして、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について、これらの事項	交付しなければ

7 宅地建物取引業者は、前項の規定により読み替へて適用する第一項又は第二項の規定により交付すべき書面を作成したときは、宅地建物取引士をして、当該書面に記名押印させなければならない。

第三十五条の二中「宅地建物取引業者の相手方等」の下に「(宅地建物取引業者に該当する者を除く。)」を加え、「同条同項」を「同項」に改める。

第三十七条第一項第二号の次に次の一号を加える。

実施しているかどうか、及びこれを実施している場合におけるその結果の概要

ロ 設計図書、点検記録その他の建物の建築及び維持保全の状況に関する書類で国土交通省令で定めるものの保存の状況

第三十五条第一項第十一号中「以下」を「第六十条の三第二項第一号において」、「第六十四条の三第二項」を「同号」に改め、同条に次の二項を加える。

6 次の表の第一欄に掲げる者が宅地建物取引業者である場合においては、同表の第二欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とし、前二項の規定は、適用しない。

に該当する者を除く」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 宅地建物取引業保証協会は、前項の業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一 社員である宅地建物取引業者との契約により、当該宅地建物取引業者が受領した支払金又は預り金の返還債務その他宅地建物取引業に関する債務を負うこととなつた場合においてその返還債務その他宅地建物取引業に関する債務を連帯して保証する業務(第六十四条の十七において「一般保証業務」という。)

二 手付金等保管事業

三 全国の宅地建物取引業者を直接又は間接の社員とする一般社団法人による宅地建物取引士等に対する研修の実施に要する費用の助成

第六十四条の八第一項中「含む」を「含む、宅地建物取引業者に該当する者を除く」に、「すでに」を「既に」に改める。

第七十五条の三を第七十五条の四とし、第七十五条の二を第七十五条の三とし、第七十五条の次に次の一条を加える。

(宅地建物取引業者を社員とする一般社団法人による体系的な研修の実施)

第七十五条の二 宅地建物取引業者を直接又は間接の社員とする一般社団法人は、宅地建物取引士等がその職務に関し必要な知識及び能力を効果的かつ効率的に習得できるよう、法令、金融その他の多様な分野に係る体系的な研修を実施するよう努めなければならない。

第八十三条第一項第三号中「第七十五条の二を」第七十五条の三に改める。

二の二 当該建物が既存の建物であるときは、建物の構造耐力上主要な部分等の状況について当事者の双方が確認した事項

第四十七条第一号中「賃借」を「賃借」に改め、同条第三号中「手付け」を「手付」に改める。

第四十八条第三項中「住所」を削る。

第六十四条の三第一項中「次の各号」を「次に」に改め、同条第二号中「従事しようとする者の下に」に「(以下「宅地建物取引士等」という。)」を加え、同条第三号中「含む」を「含む、宅地建物取引業者

附 則
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三十四条の二第一項の改正規定、第三十五条第一項第六号の次に一号を加える改正規定及び第三十七条第一項第二号の次に一号を加える改正規定並びに附則第三条の規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に宅地建物取引業に関する取引がされた場合におけるその取引により生じた債権に係る営業保証金の還付及び弁済業務保証金の還付については、この法律による改正後の宅地建物取引業法(以下「新法」という。)第二十七条第一項及び第六十四条の八第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 新法第三十四条の二第八項の規定は、施行日前に締結された宅地又は建物の売買又は交換の媒介の契約(以下「媒介契約」という。)については、適用しない。

3 施行日前に締結された媒介契約については、新法第三十四条の二第十項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 施行日前に宅地建物取引業に関する取引がされた場合におけるその取引により生じた債権に係る弁済については、新法第六十四条の三第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日(次項において「一部施行日」という。)前

に締結された媒介契約に係る書面の交付については、新法第三十四条の二第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 一部施行日前に宅地又は建物の売買又は交換の契約が締結され又は成立した場合におけるその契約に係る書面の交付については、新法第三十七条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第四条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

審査報告書

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件
右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十八年五月二十六日

国土交通委員長 金子 洋一

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、平成二十八年二月十九日、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第三条第三項の規定により閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」に基づく入港禁止の実施につき、同法第五条第一項の規定に基づいて国会の承認を求めようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本件に係る措置の実施のため、特に費用を要しない。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。
平成二十八年五月二十四日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 山崎 正昭殿

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法(平成十六年法律第百二十五号。以下「法」という。)第三条第三項の規定により閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」(平成二十八年二月十九日閣議決定)に基づ

き別紙のとおり行う入港禁止の実施につき、法第五条第一項の規定に基づいて国会の承認を求め別紙

一 入港禁止の理由

平成十八年十月九日、北朝鮮により核実験を実施した旨の発表がなされた。北朝鮮が同年七月五日に弾道ミサイルを発射したことに加え、核実験を実施したとしていることは、我が国のみならず、東アジア及び国際社会の平和と安全に対する重大な脅威である。これは核兵器不拡散条約(NPT)体制に対する重大な挑戦であり、また、日朝平壤宣言及び六者会合の共同声明のみならず、国際連合安全保障理事会決議第一六九五号及び同年十月七日の国際連合安全保障理事会議長声明にも違反するものである。さらに、平成二十八年一月六日に北朝鮮が核実験を実施したこと及び同年二月七日に「人工衛星」と称する弾道ミサイルを発射したこと等を踏まえ、また、我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、我が国の平和及び安全を維持するため特に必要があるため、法第三条第一項に基づき、三に掲げる特定船舶の本邦の港への入港を禁止することとする。

二 特定の外国

北朝鮮

三 特定船舶

(一)北朝鮮籍のすべての船舶

(二)外国の国籍を有する船舶(北朝鮮籍のものを除く。)のうち、平成二十八年二月十九日以後に北朝鮮の港に寄港したことが我が国の法令に基づく手続等によつて確認されたもの

四 入港禁止の期間

(一)については、平成十八年十月十四日から平成二十九年四月十三日までの間。ただし、万景峰九二号(北朝鮮船舶、貨客船)については、平成十八年十月十三日から平成二十九年四月十三日までの間。

(二)については、平成二十八年二月二十日から平成二十九年四月十三日までの間。

五 法第二条第二項第二号の船舶を特定船舶とする場合にあつては、同号に規定する日

平成二十八年二月十九日

六 法第六条第一項の規定により特定船舶を出港させなければならない期日

平成二十八年二月二十日

七 その他入港禁止の実施に關し必要な事項
なお、必要な人道上の配慮を行うとともに、法令の執行及び我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行に支障を及ぼさないようにする。

審査報告書

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件
右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十八年五月二十六日

国土交通委員長 金子 洋一

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、平成二十八年四月一日、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第三條第三項の規定により閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づき特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」に基づき入港禁止の実施につき、同法第五條第一項の規定に基づいて国会の承認を求めようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本件に係る措置の実施のため、特に費用を要しない。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。
平成二十八年五月二十四日

衆議院議長 大島 理森
参議院議長 山崎 正昭殿

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法(平成十六年法律第二百二十五号。以下「法」という。)第三條第三項の規定により閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づき特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」(平成二十八年四月一日閣議決定)に基づき

別紙のとおり行う入港禁止の実施につき、法第五條第一項の規定に基づいて国会の承認を求める。
別紙

一 入港禁止の理由

平成十八年十月九日、北朝鮮により核実験を実施した旨の発表がなされた。北朝鮮が同年七月五日に弾道ミサイルを発射したことに加え、核実験を実施したとしていることは、我が国のみならず、東アジア及び国際社会の平和と安全に対する重大な脅威である。これは核兵器不拡散条約(NPT)体制に対する重大な挑戦であり、また、日朝平壤宣言及び六者会合の共同声明のみならず、国際連合安全保障理事会決議第一六九五号及び同年十月七日の国際連合安全保障理事会議長声明にも違反するものである。さらに、平成二十八年一月六日に北朝鮮が核実験を実施したこと及び同年二月七日に「人工衛星」と称する弾道ミサイルを発射したこと並びに平成二十八年三月二日(ニューヨーク時間)に採択された国際連合安全保障理事会決議第二千二百七十号等を踏まえ、また、我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、我が国の平和及び安全を維持するため特に必要があると認め、法第三條第一項に基づき、三に掲げる特定船舶の本邦の港への入港を禁止することとする。

二 特定の外国

北朝鮮

三 特定船舶

(一)北朝鮮籍のすべての船舶
(二)外国の国籍を有する船舶(北朝鮮籍のものを除く。)のうち、平成二十八年二月十九日以後に北朝鮮の港に寄港したことが我が国の法令に

基づく手続等によつて確認されたもの

(三)国際連合安全保障理事会の決定又は国際連合安全保障理事会決議第七百十八号十二に従つて設置された委員会による決定若しくは指定(以下「関連決定等」という。)に基づき、国際連合安全保障理事会決議第七百十八号八(d)等の規定により課された凍結又はその他の関連する措置の対象とされた船舶(その後、当該措置の対象とならないこととされた船舶は除く。)であつて、その国際海事機関船舶識別番号が関連決定等において明示されるもの(上記(一)又は(二)に該当する船舶を除く。)

四 入港禁止の期間

(一)については、平成十八年十月十四日から平成二十九年四月十三日までの間。ただし、万景峰九二号(北朝鮮船舶、貨客船)については、平成十八年十月十三日から平成二十九年四月十三日までの間。

(二)については、平成二十八年二月二十日から平成二十九年四月十三日までの間。

(三)については、平成二十八年四月二日から平成二十九年四月十三日までの間。ただし、平成二十八年四月一日以降に(三)の対象となる船舶については、その国際海事機関船舶識別番号の告示の日の翌日から平成二十九年四月十三日まで

五 法第二條第二項第二号の船舶を特定船舶とする場合にあつては、同号に規定する日

平成二十八年二月十九日

六 法第六條第一項の規定により特定船舶を出港させなければならない期日
平成二十八年四月二日。ただし、平成二十八

年四月一日以降に(三)の対象となる船舶については、その国際海事機関船舶識別番号の告示の日の翌日。

七 その他入港禁止の実施に関し必要な事項

必要な人道上の配慮を行うとともに、法令の執行及び我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行に支障を及ぼさないようにする。

また、(三)に関し、外務大臣は、関連決定等に基づき、国際連合安全保障理事会決議第七百十八号八(d)等の規定により課された凍結若しくはその他の関連する措置の対象とされた船舶又は当該措置の対象とならないこととされた船舶の国際海事機関船舶識別番号を直ちに告示する。

審査報告書

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。
平成二十八年五月二十六日

内閣委員長 神本美恵子

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業に係る医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の特例措置その他の国家戦略特別

区域に係る法律の特例に関する措置を追加する等の措置を講じようとするものであつて、おおよむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用等について遺憾なきを期すべきである。

一 法人農地取得事業の実施に当たっては、この制度の全国展開及び実施期間の延長を前提としないこと。また、本法に基づく対象地域を検討するに当たっては、当該地域の農業経営及び農地の利用状況等について慎重に検討すること。

二 株式会社等の農地所有を認めるに当たっては、当該農地等が目的外使用、転売又は開発行為等により荒廃すること等のないよう十分に配慮すること。また、近隣農家等の懸念・不安の払拭に努めること。

三 株式会社等の農地所有を認めた後、農地の利用状況等についての的確に監視するよう地方公共団体を指導するとともに、目的外使用等を理由に農地等の所有権を特定地方公共団体に移転するに当たっては、当該地方公共団体は住民の負担を軽減するよう努め、売買による場合においては適切な価格で取得するなど、当該地方公共団体の住民に必要な以上の負担とならないよう配慮すること。

四 国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送

平成二十八年五月二十七日 参議院会議録第三十一号

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案

事業については、公共交通であるバス・タクシー等が極端に不足している地域における観光客等の移動の利便性の確保が目的であることから、既存の一般旅客自動車運送事業で対応可能な場合はこれを認めないこと。また、同制度の全国での実施や、いわゆる「ライドシェア」の導入は認めないこと。

五 自家用自動車による有償運送において、観光客等を対象にする場合には、運転手に第二種運転免許の取得者を充てるなど、タクシー事業者に準じた安全対策を講ずること。

六 自家用有償旅客運送はあくまで特例であることに鑑み、公共交通を維持・発展させるために、バス・タクシー等の一般旅客自動車運送事業の振興や、それらへの公的補助、業務委託など、バス・タクシーの活用についても併せて取り組むこと。

七 国家戦略特別区域地方薬業剤速隔指導事業の実施に当たっては、離島や過疎地など、対面の服薬指導が困難な地域に限定し、全国展開を前提としないこと。

右決議する。

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十八年四月二十八日

衆議院議長 大島 理森
参議院議長 山崎 正昭殿

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案
国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案
国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「含む。」の下に「第十八条(第二項を除く。及び)を加える。

第十一条第一項中「第十三条」の下に「第十八条第七項第一号」を、「第二十条の三」の下に「第二十条の四第二項、第二十条の五第二十一項第一号」を加える。

第十六条の四第一項中「別表の四の四の項」を「別表の四の五の項」に改め、同条第二項中「第十六条の四第一項」を「第十六条の五第一項」に改め、同条を第十六条の五とする。

第十六条の三の前の見出しを削り、同条第一項中「別表の四の三の項」を「別表の四の四の項」に改め、同条を第十六条の四とし、同条の前に見出しとして「(出入国管理及び難民認定法の特例)」を付する。

第十六条の二第二項中「別表の四の二の項」を「別表の四の三の項」に改め、同条を第十六条の三とし、第十六条の次に次の一条を加える。

(道路運送法の特例)

第十六条の二 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業(国家戦略特別区域において、市町村、特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の国土交通省令で定める者(以下この項において「運送者」という。)が、自家用有償観光旅客等運送(一の市町村の区域内における外国人観光旅客その他の観光旅客の移動のための交通手段を提供することを主たる目的として有償で自家用自動車(道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第七十八条に規定する自家用自動車をいう。)により行われる旅客の運送であつて、一般旅客自動車運送事業者(道路運送法第九条第六項第三号に規定する一般旅客自動車運送事業者をいう。第四項において同じ。)によるものが困難であるものをいう。以下この項及び第四項において同じ。)を行う事業をいう。以下この条及び別表の四の二の項において同じ。)を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業の実施主体として当該区域計画に定められた運送者が行う当該国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業に係る自家用有償観光旅客等運送を、道路運送法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送とみなして、同法の規定を適用する。この場合において、同法第七十九条の四第一項及び第七十九条の七第二項中「各号」とあるのは「各号(第五号を除く。）」と、同項中「及び第七十九条の四」とあるのは「及び国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七十七号)第十六条の二第一項の規定により読み替へて適用される第七十九条の四」と、「第七十九条の四」とあるのは「同法第十六条の二第二項の規定により読み替へて適用される第七十九条の四第一項」と、「第五号又は第六号」とあるのは「第六号」と、同法第七十九条の十二第一項第四号中「第七十九条の四第一項第五号の合意が当該合意の定め又は同号に規定する関係者の合意により解

除された」とあるのは「国家戦略特別区域法第九条第一項の規定による認定区域計画（同法第十一条第一項に規定する認定区域計画をいう。以下この号において同じ。）の変更（同法第八条第二項第二号に規定する特定事業として国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業、同法第十六条の二第一項に規定する国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業をいう。以下この号において同じ。）を定めないこととするものに限る。）の認定があつたとき又は同法第十一条第一項の規定により認定区域計画（同法第八条第二項第二号に規定する特定事業として国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業を定めたものに限る。）の認定が取り消されたとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 前項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業に係る路線又は運送の区域を定めるものとする。

3 国家戦略特別区域会議は、次項の協議を経た後でなければ、区域計画に国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業を定めることができる。

4 国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業に係る自家用有償観光旅客等運送がその区域内において行われることとなる市町村、当該国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業の実施主体として当該区域計画に定めようとする者及び当該国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業に係る路線又は運送の区域に関連するものとして国土交通省令で定める一般

旅客自動車運送事業者は、当該自家用有償観光旅客等運送に関する相互の連携について、協議を行わなければならない。

5 前項の協議は、持続可能な地域公共交通網の形成並びに輸送の安全及び旅客の利便を図る観点から行われなければならない。

第十八条の二 前項の見出しとして「農地法等の特例」を付し、同条を次のように改める。

第十八条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、法人農地取得事業（国家戦略特別区域において農業経営を行うものとする法人（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する農地所有適格法人を除く。以下この条において同じ。）による農地等（同法第二条第一項に規定する農地又は採草放牧地をいう。以下同じ。）の所有権の取得を認める事業をいう。以下この条及び別表の六の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日から国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第 号）の施行の日から起算して五年を経過する日までの間は、当該区域計画に定められた第三項に規定する事業実施区域内にある農地等を管轄する農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。第五項及び第六項において同じ。）は、次に掲げる要件の全てを満たしている法人が当該事業実施区域内にある農地等について特定地方公共団体から所有権を取得しようとする

場合には、農地法第三条第二項（第二号及び第四号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、同条第一項の許可をすることができる。

一 その法人が、その農地等の所有権の取得後において第六項の規定による通知が行われた場合その他その農地等を適正に利用していないと当該特定地方公共団体が認めた場合には当該特定地方公共団体に対し当該農地等の所有権を移転する旨の書面による契約を当該特定地方公共団体と締結していること。

二 その法人が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

三 その法人の業務執行役員等（農地法第三条第三項第三号に規定する業務執行役員等をいう。第六項第四号において同じ。）のうち、一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

2 前項に規定する「特定地方公共団体」とは、国家戦略特別区域を管轄する都道府県、市町村又は地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合若しくは広域連合であつて、次のいずれにも該当するものとして政令で定めるものをいう。

一 その区域内において、農地等の効率的な利用を図る上で農業の担い手が著しく不足していること。

二 従前の措置のみによつては、その区域内において、耕作の目的に供されていない農地等その他その効率的な利用を図る必要がある農地等の面積が著しく増加するおそれがあること。

3 第一項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、特定地方公共団体（前項に規定する特定地方公共団体をいう。次項及び第六項において同じ。）の区域内において、法人農地取得事業を実施する区域（次項及び第七項第一号において「事業実施区域」という。）を定めるとともに、法人農地取得事業の実施により農地等の所有権を取得することが必要な法人の名称及び当該法人が農地等の所有権を取得することが農業経営を行うために必要な理由を記載するものとする。

4 第一項の認定の日以後は、特定地方公共団体（都道府県を除く。）が、同項の区域計画に定められた事業実施区域内にある農地等について、法人農地取得事業の実施により法人に所有権を移転するために所有権を取得する場合又は同項第一号の契約に基づき所有権を取得する場合には、農地法第三条第一項本文の規定は、適用しない。

5 農業委員会は、第一項の規定により農地法第三条第一項の許可をする場合には、同条第五項の規定により、当該許可を受けて農地等の所有権を取得した法人が、農林水産省令で定めるところにより、毎年、その農地等の利用の状況について、農業委員会に報告しなければならない旨の条件を付けるものとする。

6 農業委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を、前項に規定する法人に対して第一項の規定により農地等の所有権を移転した特定地方公共団体に対し、通知するものとする。

一 その区域内において、農地等の効率的な利用を図る上で農業の担い手が著しく不足していること。

二 従前の措置のみによつては、その区域内において、耕作の目的に供されていない農地等その他その効率的な利用を図る必要がある農地等の面積が著しく増加するおそれがあること。

一 当該法人がその農地等を適正に利用していないと認める場合

二 当該法人がその農地等において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じている場合

三 当該法人が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認める場合

四 当該法人の業務執行役員等のいずれもが当該法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認める場合

7 次に掲げる事由が生じた場合においては、政令で、当該事由の発生に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

一 第九条第一項の規定による認定区域計画の変更（事業実施区域若しくは第三項の法人を変更するもの又は第八条第二項第二号に規定する特定事業として法人農地取得事業を定めないこととするものに限る。）の認定

二 第十一条第一項の規定による認定区域計画（第八条第二項第二号に規定する特定事業として法人農地取得事業を定めたものに限る。）の認定の取消し

8 第一項中市町村又は市町村長に関する部分（農業委員会に関する特例に係る部分に限る。）の規定は、特別区のある地にあつては特別区又は特別区の区長に、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（農業委員会等に関する法律第四十一条第二項の規定により区（総合

区を含む。以下この項及び次条第六項において同じ。）ごとに農業委員会を置かないこととされたものを除く。次条第六項において単に「指定都市」という。）にあつては区又は区長（総合区長を含む。）に適用する。

第十九条の見出しを削り、同条第一項中「農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第一項に規定する農地又は採草放牧地（以下この項において「農地等」という。）を「農地等」に、「の同法を「の農地法」に改め、同条第六項中「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の」及び「農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十一条第二項の規定により区（総合区を含む。以下この項において同じ。）ごとに農業委員会を置かないこととされたものを除く。）を削る。

第二十條の三第一項中「昭和三十五年法律第四十五号」の下に「以下「医薬品医療機器等法」という。」を加え、同条の次に次の二条を加える。

（障害者の雇用の促進等に関する法律の特例）
第二十條の四 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域障害者雇用創出事業（国家戦略特別区域において、中小企業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第五十四号）第二条第一項各号に掲げるもの（当該国家戦略特別区域内のみに事業所を有するものに限る。）であつて、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号。以下この条において「障害者雇用促進法」という。）第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十五条の二第二項又は第四十五条の三第一項の認定に係る子会社、障害者雇用促進法第四十四条第一項に規定する子

会社をいう。）、関係会社（障害者雇用促進法第四十五条第一項に規定する関係会社をいう。）、関係子会社（障害者雇用促進法第四十五条の二第一項に規定する関係子会社をいう。）、又は組合員たる事業主（障害者雇用促進法第四十五条の三第三項に規定する組合員たる事業主をいう。）であるものを除く。以下この項において同じ。）が、障害者の雇用の機会の創出を図る事業をいう。以下この項及び別表の八の四の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該国家戦略特別区域障害者雇用創出事業の実施主体として当該区域計画に定められた有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条に規定する有限責任事業組合（中小企業者のみがその組合員となつていて、当該国家戦略特別区域内のみに事業所を有していることその他の厚生労働省令で定める要件を満たすものに限る。次項において「特定有限責任事業組合」という。）を、障害者雇用促進法第四十五条の三第二項に規定する事業協同組合等（次項において単に「事業協同組合等」という。）とみなして、障害者雇用促進法の規定を適用する。この場合において、同条第三項中「三 雇用促進事業の実施時期」とあるのは、「三 雇用促進事業の実施時期（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第二十條の四第一項に規定する特定有限責任事業組合の解散の事由が生じた場合に講ずることが必要な措置として

厚生労働省令で定める措置のうち、当該特定有限責任事業組合が講ずることとするもの」とする。

2 厚生労働大臣は、障害者雇用促進法第四十五条の三第七項に規定する場合のほか、前項の規定により事業協同組合等とみなされた特定有限責任事業組合について同条第一項の規定による認定をした後において、当該認定に係る特定有限責任事業組合が前項の厚生労働省令で定める要件を満たさなくなつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の特例）

第二十條の五 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業（国家戦略特別区域において、薬局開設者（医薬品医療機器等法第一条の四に規定する薬局開設者をいう。以下この条において同じ。）が、その薬局（医薬品医療機器等法第六条に規定する薬局をいう。以下この条において同じ。）の所在地の都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下この条において同じ。）が管轄する区域内の次項に規定する特定区域に居住する者に対して、特定処方箋（医師又は歯科医師から対面以外の方法による診察に基づいて交付された処方箋をいう。以下この項及び次項において同じ。）により調剤された薬剤を販売し、又は授与する場合に、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に薬

劑遠隔指導等(テレビ電話装置その他の装置(第十五項において「テレビ電話装置等」という))を用いて行われる当該薬剤の適正な使用のための情報の提供及び薬学的知見に基づく指導をいう。以下この条において同じ。)を行わせる事業であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。以下この条及び別表の八の五の項において同じ。)を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業を行おうとする薬局開設者は、当該国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業を行おうとするその薬局ごとに、その薬局の所在地の都道府県知事の登録を受けることができる。	三 前二号に掲げるもののほか、特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者に対する特定処方箋により調剤された薬剤の使用による保健衛生上の危害の発生及び拡大を防止するために必要なものとして厚生労働省令で定める要件に該当すること。 2 前項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、国家戦略特別区域内の都道府県知事の管轄する区域ごとに、特定区域特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者に対する特定処方箋により調剤された薬剤の使用による保健衛生上の危害の発生及び拡大を防止するために必要なものとして厚生労働省令で定める措置が地方公共団体の長により講じられている区域をいう。)を定めるものとする。	5 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の登録を受けることができない。 一 第三十一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者 二 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前号に該当する者があるもの 6 第一項の登録は、医薬品医療機器等法第四条第四項の規定による同条第一項の許可の更新と同時にその更新を受けなければ、その効力を失う。 7 第三項から第五項までの規定は、前項の登録の更新について準用する。 8 都道府県知事は、第一項の登録を受けた薬局開設者(以下この条において「登録薬局開設者」という。)について、国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業実施薬局登録簿を備え、次に掲げる事項を登録しなければならない。 一 第一項の登録及びその更新の年月日並びに登録番号 二 第三項第一号及び第二号に掲げる事項 9 登録薬局開設者は、第三項第三号又は第五号に掲げる事項の変更をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の変更登録を受けなければならない。ただし、これらの事項の変更が厚生労働省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。 10 第四項の規定は、前項の変更登録について準用する。 11 登録薬局開設者は、第三項第一号、第二号(薬局の名称に係る部分に限る。次項において同じ。)若しくは第四号に掲げる事項の変更又は	第九項ただし書の厚生労働省令で定める軽微な変更をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。 12 都道府県知事は、前項の規定による届出(第三項第一号及び第二号に掲げる事項の変更に係るものに限る。以下この項において同じ。)を受理したときは、その届出があつた事項を国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業実施薬局登録簿に登録するものとする。 13 登録薬局開設者は、第一項の登録(第九項の変更登録を含む。)を受けた事業(以下この条において「登録事業」という。)を廃止したときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。 14 登録薬局開設者が登録事業を廃止したときは、当該登録は、その効力を失う。 15 登録薬局開設者は、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者に対して初めて薬剤遠隔指導等を行わせるまで(当該登録薬局開設者がそのテレビ電話装置等を変更した場合又は当該特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者がそのテレビ電話装置等を変更した場合にあつては、これらの変更後初めて薬剤遠隔指導等を行わせるまで)の間に、当該登録薬局開設者が用いるテレビ電話装置等と当該特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者が用いるテレビ電話装置等との間で送受信される映像及び音声、薬剤遠隔指導等を適切に行うために必要なものとして厚生労働省令で定
二 特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者(特定処方箋により調剤された薬剤を購入し、又は譲り受ける場合に薬剤遠隔指導等を受ける者をいう。以下この条において同じ。)の居住する場所を訪問させることが容易でない場合として厚生労働省令で定める場合において、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に薬剤遠隔指導等を行わせるものであること。	3 第一項の登録を受けようとする薬局開設者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書及び厚生労働省令で定める添付書類を都道府県知事に提出しなければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 その薬局の名称及び所在地 三 その行おうとする事業の内容及びその実施方法 四 法人にあつては、その業務を行う役員の氏名 五 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項 4 都道府県知事は、第一項の登録の申請に係る事業が国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業に該当すると認めるときは、登録をするものとする。	11 登録薬局開設者は、第三項第一号、第二号(薬局の名称に係る部分に限る。次項において同じ。)若しくは第四号に掲げる事項の変更又は	12 都道府県知事は、前項の規定による届出(第三項第一号及び第二号に掲げる事項の変更に係るものに限る。以下この項において同じ。)を受理したときは、その届出があつた事項を国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業実施薬局登録簿に登録するものとする。 13 登録薬局開設者は、第一項の登録(第九項の変更登録を含む。)を受けた事業(以下この条において「登録事業」という。)を廃止したときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。 14 登録薬局開設者が登録事業を廃止したときは、当該登録は、その効力を失う。 15 登録薬局開設者は、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者に対して初めて薬剤遠隔指導等を行わせるまで(当該登録薬局開設者がそのテレビ電話装置等を変更した場合又は当該特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者がそのテレビ電話装置等を変更した場合にあつては、これらの変更後初めて薬剤遠隔指導等を行わせるまで)の間に、当該登録薬局開設者が用いるテレビ電話装置等と当該特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者が用いるテレビ電話装置等との間で送受信される映像及び音声、薬剤遠隔指導等を適切に行うために必要なものとして厚生労働省令で定

める基準に適合することを確認しなければならない。

16 登録薬局開設者は、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者に対して薬剤遠隔指導等を行わせたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該薬剤遠隔指導等を行わせた年月日、当該薬剤遠隔指導等に係る薬剤師及び特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者の氏名その他の当該薬剤遠隔指導等に関する事項並びにその間に送受信された映像及び音声を記録し、これを保存しなければならない。

17 登録薬局開設者は、六月を超えない範囲内で厚生労働省令で定める期間ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、登録事業の実施状況について都道府県知事に報告しなければならない。

18 登録薬局開設者が登録事業を行う場合における医薬品医療機器等法第九条の三第一項から第三項まで、第六十九条第二項、第七十二条の四第一項、第七十三条、第七十五条第一項、第七十六条の三第一項、第八十一条の二第一項、第八十五条第七号、第八十六条第一項第十九号及び第二十号並びに第八十七条第十三号の規定の適用については、医薬品医療機器等法第九条の三第一項中「対面により」とあるのは「対面により、又はテレビ電話装置等（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第二十号の五第一項に規定するテレビ電話装置をいう。）を用いることにより」と、同条第二項中「前項」とあるのは「前項（国家戦略特別区域法第二十号の五

第十八項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次項において同じ。）」と、医薬品医療機器等法第六十九条第二項中「から第九条の四まで」とあるのは「第九条の三第一項から第三項まで（国家戦略特別区域法第二十号の五第十八項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」若しくは第四項、第九条の四」と、「第七十二条の四、第七十三条、第七十四条、第七十五条第一項」とあるのは「第七十二条の四第一項（同法第二十号の五第十八項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」若しくは第二項、第七十三条（同法第二十号の五第十八項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、第七十四条、第七十五条第一項（同法第二十号の五第十八項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、医薬品医療機器等法第七十二条の四第一項、第七十三条、第七十五条第一項及び第八十一条の二第一項中「この法律」とあるのは「この法律（国家戦略特別区域法第二十号の五第十八項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、医薬品医療機器等法第七十六条の三第一項中「から第四項まで」とあるのは「第二項（国家戦略特別区域法第二十号の五第十八項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」、第三項若しくは第四項」と、医薬品医療機器等法第八十一条の二第一項中「第六十九条第二項」とあるのは「第六十九条第二項（国家戦略特別区域法第二十号の五第十八項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、医薬品医療機器等法第八十五条第七号中「第七十五条第一項」とあるのは「第

七十五条第一項（国家戦略特別区域法第二十号の五第十八項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、医薬品医療機器等法第八十六条第一項第九号中「第七十二条の四第一項」とあるのは「第七十二条の四第一項（国家戦略特別区域法第二十号の五第十八項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、同項第二十号中「第七十三条」とあるのは「第七十三条（国家戦略特別区域法第二十号の五第十八項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、医薬品医療機器等法第八十七条第十三号中「から第四項まで若しくは第七十六条の八第一項の規定による報告」とあるのは「第二項（国家戦略特別区域法第二十号の五第十八項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」以下この号において同じ。」、第三項若しくは第四項若しくは第七十六条の八第一項の規定による報告」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

19 都道府県知事は、この条の規定の施行に必要な限度において、登録薬局開設者に対し、登録事業の実施状況について報告を求めることができる。

20 都道府県知事は、登録薬局開設者が薬局開設者でなくなったときは、当該薬局に係る第一項の登録を取り消さなければならない。

21 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録薬局開設者に対し、その登録を取り消すことができる。

一 第九条第一項の規定による認定区域計画の変更（第八条第二項第二号に規定する特定事

業として国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業を定めないこととするものに限る。）の認定があったとき。

二 第十一条第一項の規定により認定区域計画（第八条第二項第二号に規定する特定事業として国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業を定めたものに限る。）の認定が取り消されたとき。

三 登録薬局開設者が行う登録事業が国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業に該当しなくなったと認めるとき。

四 登録薬局開設者が不正の手段により第一項の登録、その更新又は第九項の変更登録を受けたとき。

五 登録薬局開設者が第五項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

六 登録薬局開設者が第九項、第十一項又は第十五項から第十七項までの規定に違反したとき。

七 登録薬局開設者が第十九項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

22 都道府県知事は、登録薬局開設者の第一項の登録がその効力を失ったときは、その登録を消除しなければならない。

23 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 第一項の登録をしたとき。
二 第十二項の規定により登録をしたとき。
三 前項の規定により登録を消除したとき。
第二十七条の四を第二十七条の五とし、第二十七条の三を第二十七条の四とし、第二十七条の二の次に次の一条を加える。

第二十七条の三 認定区域計画に定められている

特定事業(当該特定事業の将来における成長発展を図ることが産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資するものとして内閣府令で定めるものに限る。)を実施する法人(当該認定区域計画に係る国家戦略特別区域内に本店又は主たる事務所を有する法人であることその他の内閣府令で定める要件に該当するものとして国家戦略特別区域担当大臣が指定するものに限る。)の所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

第三十条第五号中「第十六条の三第三項」を「第十六条の四第三項」に改める。

第三十七条の二を第三十七条の三とし、同条の次に次の一条を加える。

(革新的な医療機器の迅速かつ効率的な開発等を促進するための医療関係者に対する援助)

第三十七条の四 厚生労働大臣は、国家戦略特別区域において、革新的な医療機器(医薬品医療機器等法第二条第四項に規定する医療機器をいう。以下この条において同じ。)の迅速かつ効率的な開発及び実用化を促進するため、当該医療機器に係る医薬品医療機器等法第二十三条の二

の五第一項又は第十一項の承認を受けるために

国家戦略特別区域内の臨床研究中核病院(医療法第四条の三に規定する臨床研究中核病院をいう。)において行われる医薬品医療機器等法第二条第十七項に規定する治験その他の試験の実施に携わる医療関係者に対する情報の提供、相談、助言その他の援助を行うものとする。

第三十七条の次に次の一条を加える。

(民間事業者との連携による出入国に必要な手続の迅速かつ効率的な実施)

第三十七条の二 国及び関係地方公共団体は、外国人観光旅客の来訪の促進に資するため、国家戦略特別区域において、民間事業者と連携しつつ、空港又は港湾における出入国に際して必要となる手続が迅速かつ効率的に行われるために必要な施策を講ずるものとする。

別表の四の四の項中「第十六条の四」を「第十六条の五」に改め、同項を同表の四の五の項とし、同表の四の三の項中「第十六条の三」を「第十六条の四」に改め、同項を同表の四の四の項とし、同表の四の二の項中「第十六条の二」を「第十六条の三」に改め、同項を同表の四の三の項とし、同表の四の項の次に次のように加える。

別表の四の四の項中「第十六条の四」を「第十六条の五」に改め、同項を同表の四の五の項とし、同表の四の三の項中「第十六条の三」を「第十六条の四」に改め、同項を同表の四の四の項とし、同表の四の二の項中「第十六条の二」を「第十六条の三」に改め、同項を同表の四の三の項とし、同表の四の項の次に次のように加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進を図る観点から、我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における需要の開拓が重要であることを踏まえつつ、我が国において外国人が当該商品の生産若しくは販売又は当該役務の提供に必要な専門的な知識及び技能を習得する機会並びに外国人が習得したこれらの専門的な知識及び技能を生かして就労する機会の充実に資するよう、この法律の施行後一年以内を目標としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の検討を行うに当たっては、我が国における労働力需給の状況その他の情勢に配慮しなければならない。

(内閣府設置法の一部改正)

第三条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第三号の六中「第十六条の三第三項」を「第十六条の四第三項」に改める。

審査報告書

児童福祉法等の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十八年五月二十六日

厚生労働委員長 三原じゅん子
参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、全ての児童の健全な育成を図るため、児童の福祉を保障するための原理の明確化、児童相談所の体制の整備、児童福祉法による施設入所等の措置の対象となる者の範囲の拡大等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、自分から声を上げられない子どもの権利を保障するため、子どもの権利擁護に係る第三者機関の設置を含めた実効的な方策を検討すること。

二、児童虐待を防止し子どもの健全な育成を図るため、子どもに対する有形力の行使は、子どもの精神あるいは発達に様々な悪影響を及ぼし得るため基本的には不適切であることを周知徹底するなど、体罰によらない子育てを啓発すること。

と。また、今日の家族を取り巻く状況の把握に努めるとともに、国際社会における議論の動向等を踏まえ親権を行う者の懲戒権の行使の在り方について検討すること。

三、要保護児童対策地域協議会の更なる活用等による関係機関の連携強化を推進すること。また、市区町村における支援体制の強化及び児童相談所設置自治体の拡大に当たっては、専門人材の確保や財政面の支援等の必要な措置を行うこと。

四、児童虐待は刑事事件に発展する危険性を有しており、児童相談所と警察等関係機関が連携した対応を行うことが重要であることから、児童虐待案件に関する情報が漏れなく確実に共有されるよう必要な検討を行うとともに、より緊密かつ的確な情報共有が可能となるよう児童相談所の体制の強化についても検討すること。

五、医師・歯科医師・薬剤師は学校における健康診断等を通じて児童の生活状況や栄養状況を知らることができる立場にあることに鑑み、ネグレストを含め要支援児童等を早期に見えるために学校関係者と学校医・学校歯科医・学校薬剤師が相互に連携を図りながらより一層協力でできる体制を整備すること。

六、一時保護については、子どもを取り巻く背景が様々であることに配慮し、個別の事情に応じた一時保護の在り方について検討するとともに、一時保護所の適切な運営を確保するために必要な措置を講ずること。

七、児童心理治療施設が子どもの成長や自立に必要な役割を果たしていることに鑑み、その拡充について必要な措置を講ずること。また、虐待の連鎖を防ぐため、虐待を受けた子どもが大人

になった後も継続的に心のケアを受けることができる仕組みを早急に構築すること。

八、社会的養護の対象となった子ども等が自立した生活を送る力を身につけるまで必要な援助を続けるため、措置延長制度や自立援助ホームの積極的活用を図るとともに、児童福祉法が対象とする年齢を超えた場合においても引き続き必要な支援を受けることができる仕組みを早急に整備すること。

九、子どもの社会的養護に万全を期すためには、児童福祉施設における養護とともに、里親制度を始めできる限り家庭と同様の養育環境が必要であることに鑑み、里親制度に関する国民的理解を広げることも含めた里親への支援体制の整備に関する施策について、更なる拡充を含め検討すること。

十、特別養子縁組により子どもに対して永続的な家庭を保障することの重要性に鑑み、児童相談所と関係機関との連携の強化、養親候補者への研修の実施、特別養子縁組成立後の支援の在り方等について直ちに検討を開始し、特別養子縁組の利用促進のために必要な措置を講ずること。

右決議する。

児童福祉法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
平成二十八年五月十九日

衆議院議長 大島 理森
参議院議長 山崎 正昭殿

児童福祉法等の一部を改正する法律案
児童福祉法等の一部を改正する法律
(児童福祉法の一部改正)

第一条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一節 定義(第四条―第七条)」を「第一節 国及び地方公共団体の責務 第三条の第二節 定義(第四条―第七条)」

二・第三条の三)に、「第二節 児童福祉審議会等」を「第三節 児童福祉審議会等」に、「第三節 実施機関」を「第四節 実施機関」に、「第四節 児童福祉司」を「第五節 児童福祉司」に、「第五節 児童委員」を「第六節 児童委員」に、「第六節 保育士」を「第七節 保育士」に、「第三十三条の九」を「第三十三条の九の二」に改める。

第一条を次のように改める。
第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第二条に第一項及び第二項として次の二項を加える。
全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

第一章中第六節を第七節とし、第五節を第六節とする。

第十三条第三項中「基いて」を「基づいて」に改め、同条第四項中「政令の定めるところにより」を削り、「前項」を「第四項」に改め、同条第五項中「第二項第一号」を「第三項第一号」に改め、同条第三項の次に次の二項を加える。

他の児童福祉司が前項の職務を行うため必要な専門的技術に関する指導及び教育を行う児童福祉司は、児童福祉司としておおむね五年以上勤務した者でなければならない。

前項の指導及び教育を行う児童福祉司の数は、政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする。

第十三条第一項の次に次の一項を加える。

児童福祉司の数は、政令で定める基準を標準として都道府県が定めるものとする。

第十四条第一項中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第一章第四節を同章第五節とする。

第十条第一項第三号中「応じ、」を「応ずること並びに」に改め、同項に次の一号を加える。

四 前三号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。

第十一条第一項第二号二「基づいて」の下に「心理又は児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導その他」を加え、同項に次の一号を加える。

三 前二号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、広域的な対応が必要な業務並びに家庭その他につき専門的な知識及び技術を必要とする支援を行うこと。

第十二条第二項中「及び」を「並びに」に改め、「ホマデ」の下に「及び第三号」を加え、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

都道府県は、児童相談所が前項に規定する業務のうち法律に関する専門的な知識経験を必要とするものを適切かつ円滑に行うことの重要性に鑑み、児童相談所における弁護士との配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。

第十二条の三第四項を削り、同条に次の二項を加える。

判定をつかさどる所員の中には、第二項第一号に該当する者又はこれに準ずる資格を有する者及び同項第二号に該当する者又はこれに準ずる資格を有する者が、それぞれ一人以上含まなければならない。

指導をつかさどる所員の中には、次の各号に掲げる指導の区分に応じ、当該各号に定める者が含まなければならない。

- 一 心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導 第二項第一号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者又は同項第二号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者
- 二 児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導 医師又は保健師

第一章第三節を同章第四節とする。

第八条第二項中「第七項」を「第八項」に改め、同条第五項の次に次の一項を加える。

児童福祉審議会は、特に必要があると認めるときは、児童、妊産婦及び知的障害者、これらの者の家族その他の関係者に対し、第一項本文及び第二項の事項を調査審議するため必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

第九条第一項中「委員は」の下に「児童福祉審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができる者であつて、かつ」を加え、同条第三項中「臨時委員は」の下に「前項の事項に関し公正な判断をすることができる者であつて、かつ」を加える。

第一章第二節を同章第三節とする。

第六条の三第四項中「特別区を含む。以下同じ。」を削り、「すべて」を「全て」に改める。

第一章中第一節を第二節とし、同節の前に次の一節を加える。

第一節 国及び地方公共団体の責務
第三条の二 国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育する

ことが適当でない場合にあっては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

第三条の三 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、基礎的な地方公共団体として、第十条第一項各号に掲げる業務の実施、障害児通所給付費の支給、第二十四条第一項の規定による保育の実施その他この法律に基づく児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援に係る業務を適切に行わなければならない。

都道府県は、市町村の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、専門的な知識及び技術並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な業務として、第十一条第一項各号に掲げる業務の実施、小児慢性特定疾病医療費の支給、障害児入所給付費の支給、第二十七条第一項第三号の規定による委託又は入所の措置その他この法律に基づく児童の福祉に関する業務を適切に行わなければならない。

国は、市町村及び都道府県が行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、児童が適切に養育される体制の確保に関する施策、市町村及び都道府県に対する助言及び情報の提供その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

第二十一条の十の四の次に次の一条を加える

る。

第二十一条の十の五 病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、要支援児童等と思われる者を把握したときは、当該者の情報をその現在地の市町村に提供しよう努めなければならない。

刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による情報の提供をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第二十三条第一項中「加えなければならない」を「行わなければならない」に改め、同条第四項中「又は第二十六条第一項第四号」を「若しくは第二十六条第一項第四号又は売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第三十六条の二に改める。

第二十五条に次の一項を加える。

刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による通告をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第二十五条の六、第二十五条の七第一項及び第二十五条の八中「第二十五条を」第二十五条第一項に改める。

第二十六条第一項中「第二十五条の規定」を「第二十五条第一項の規定」に改め、同項第二号中「保護者を」の下に「児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、

又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、「を」、「又は」の下に「市町村」を加え、「若しくは都道府県」を「都道府県」に、「又は特定相談支援事業」を「若しくは特定相談支援事業」に、「指導を委託する」を「委託して指導させる」に改める。

第二十七条第一項第二号中「保護者を」の下に「児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所に於いて、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、」を、「又は」の下に「市町村」を加え、「指導を委託する」を「委託して指導させる」に改める。

第三十条の二中「及び第四十八条を」、「第四十八条及び第四十八条の二」に改める。

第三十三条第一項中「とる」を「採る」に、「児童に」を「児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれてある環境その他の状況を把握するため、児童の」に、「加え、」を「行い、」に、「一時保護を加えさせる」を「当該一時保護を行わせる」に改め、同条第二項中「とる」を「採る」に改め、「至るまで」の下に「児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれてある環境その他の状況を把握するため」を加え、「児童に」を「児童の」に、「加えさせ」を「行わせ」に、「一時保護を加える」を「当該一時保護を行う」に改める。

第三十三条の二第一項中「を加えた」を「が行われたに改め、同条第二項中「を加えたを」が行われたに、「とる」を「採る」に改める。

第三十三条の二の二第一項中「を加えた」を

「が行われたに改める。

第三十三条の三第一項中「を加えている」を「が行われている」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第二章第六節第三十三条の九の次に次の一条を加える。

第三十三条の九の二 国は、要保護児童の保護に係る事例の分析その他要保護児童の健全な育成に資する調査及び研究を推進するものとする。

第三十三条の十中「児童に」を「児童の」に、「加える業務」を「行う業務」に、「を加え、若しくは加えることを委託された」を「が行われた」に改める。

第三十三条の十四第二項中「加える」を「行う」に改める。

第四十八条の三を第四十八条の四とし、第四十八条の二の次に次の一条を加える。

第四十八条の三 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の長並びに小規模住居型児童養育事業を行う者及び里親は、当該施設に入所し、又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託された児童及びその保護者に対して、市町村、児童相談所、児童家庭支援センター、教育機関、医療機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、親子の再統合のための支援その他の当該児童が家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）で養育されるために必要な措置を採らなければならない。

第五十六条第二項中「第六号の三」を「第六号

の二」に、「及び」を「若しくは」に改め、同条第四項中「に規定する額」を「の規定による徴収金」に改め、同条第五項中「官公署に対し、必要な書類の閲覧又は」を「本人若しくはその扶養義務者に対し報告を求め、又は官公署に対し必要な書類の閲覧若しくは」に改める。

第六十二条第四号中「又は第二十四条の三十九第一項を」若しくは第二十四条の三十九第一項に改める。

第六十二条の六第二号中「又は第三項を」若しくは第三項に、「同項」を「これら」に改める。

第二条 児童福祉法の一部を次のように改正する。

目次中「養育里親及び」の下に「養子縁組里親並びに」を加える。

第六条の三第一項を次のように改める。

この法律で、児童自立生活援助事業とは、次に掲げる者に対しこれらの者が共同生活を営むべき住居における相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援（以下「児童自立生活援助」という。）を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者に対し相談その他の援助を行う事業をいう。

一 義務教育を終了した児童又は児童以外の者等 第二十七条第一項第三号に規定する措置（政令で定めるものに限る。）を解除された者その他政令で定める者をいう。次号において同じ。）であるもの（以下「満二十歳未満義務教育終了児童等」という。）

二 学校教育法第五十条に規定する高等学校

の生徒、同法第八十三条に規定する大学の学生その他の厚生労働省令で定める者であつて、満二十歳に達した日から満二十二歳に達する日の属する年度の末日までの間にあるもの（満二十歳に達する日の前日において児童自立生活援助が行われていた満二十歳未満義務教育終了児童等であつたものに限る。）のうち、措置解除者等であるもの（以下「満二十歳以上義務教育終了児童等」という。）

第六条の三第八項中「次条第一項を」次条に改める。

第六条の四を次のように改める。

第六条の四 この法律で、里親とは、次に掲げる者をいう。

一 厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望する者（都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了したことその他の厚生労働省令で定める要件を満たす者に限る。）のうち、第三十四条の十九に規定する養育里親名簿に登録されたもの（以下「養育里親」という。）

二 前号に規定する厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育すること及び養子縁組によつて養親となることを希望する者（都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了した者に限る。）のうち、第三十四条の十九に規定する養子縁組里親名簿に登録されたもの（以下「養子縁組里親」という。）

三 第一号に規定する厚生労働省令で定める

人数以下の要保護児童を養育することを希望する者(当該要保護児童の父母以外の親族であつて、厚生労働省令で定めるものに限る。)のうち、都道府県知事が第二十七条第一項第三号の規定により児童を委託する者として適当と認めるもの

第七条第一項中「情緒障害児短期治療施設を「児童心理治療施設」に改める。

第十条の次に次の一条を加える。

第十条の二 市町村は、前条第一項各号に掲げる業務を行うに当たり、児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点の整備に努めなければならない。

第十一条第一項第一号中「前条第一項各号」を「第十条第一項各号」に改め、同項第二号へを次のように改める。

へ 里親に関する次に掲げる業務を行うこと。

- (1) 里親に関する普及啓発を行うこと。
- (2) 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。
- (3) 里親と第二十七条第一項第三号の規定により入所の措置が採られて乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に入所している児童及び里親相互の交流の場を提供すること。
- (4) 第二十七条第一項第三号の規定による里親への委託に資するよう、里親の選定及び里親と児童との間の調整を行うこと。

(5) 第二十七条第一項第三号の規定により里親に委託しようとする児童及びその保護者並びに里親の意見を聴いて、当該児童の養育の内容その他の厚生労働省令で定める事項について当該児童の養育に関する計画を作成すること。

第十一条第一項第二号に次のように加える。

ト 養子縁組により養子となる児童、その父母及び当該養子となる児童の養親となる者、養子縁組により養子となつた児童、その養親となつた者及び当該養子となつた児童の父母(民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七条の二第一項に規定する特別養子縁組により親族関係が終了した当該養子となつた児童の実方の父母を含む。)その他の児童を養子とする養子縁組に関する者につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。

第十一条第二項中「前条第一項各号」を「第十条第一項各号」に改め、同条第四項中「業務の下に(次項において「里親支援事業」という。)」を加え、同条第五項中「第一項第二号へに掲げる業務を「里親支援事業」に改める。

第十二条第二項中「同項第二号口からホまで」を「同項第二号(イを除く。)」に改める。

第十三条第三項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「二年」を「二年」に改め、「者」の下に「であつて、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号の二を同項第四号とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

児童福祉司は、厚生労働大臣が定める基準

に適合する研修を受けなければならない。

第二十一条の十の二第一項中「は、当該要支援児童等に対し」を「又は当該市町村の長が第二十六条第一項第三号の規定による送致若しくは同項第八号の規定による通知若しくは児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第八条第二項第二号の規定による送致若しくは同項第四号の規定による通知を受けたときは」に改める。

第二十二條第三項、第二十三條第四項及び第二十四條第四項中「第二十六條第一項第四号」を「第二十六條第一項第五号」に改める。

第二十五条の二第一項中「要保護児童の下に(第三十一条第四項に規定する延長者及び第三十三条第八項に規定する保護延長者(次項において「延長者等」という。を含む。次項において同じ。))を加え、同条第二項中「保護者」の下に「延長者等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者を含む。))」を、「以下」の下に「この項及び第五項において」を加え、「要保護児童等」を「支援対象児童等」に改め、同条第五項中「要保護児童等」を「支援対象児童等」に改め、「実施されるよう」の下に「、厚生労働省令で定めるところにより」を、「行う者」の下に「、母子保健法第二十二條第一項に規定する母子健康包括支援センター」を加え、同条第六項中「要保護児童対策調整機関」を「市町村の設置した協議会(市町村が地方公共団体(市町村を除く。))と共同して設置したものを含む。))に係る要保護児童対策調整機関」に改め、「により」の下に「専門的な知識及び技術に基づき」を加え、「を置くように努めなければならない」を「(次項及び第八項において「調整担当

者」という。を置くものとする」に改め、同条に次の二項を加える。

地方公共団体(市町村を除く。)の設置した協議会(当該地方公共団体が市町村と共同して設置したものを除く。))に係る要保護児童対策調整機関は、厚生労働省令で定めるところにより、調整担当者置くように努めなければならない。

要保護児童対策調整機関に置かれた調整担当者、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。

第二十五条の七第一項中「要保護児童等」を「要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦(次項において「要保護児童等」という。))に改め、同項第三号中「第三十三条の六第一項に規定する住居において同項に規定する日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行うこと(以下「児童自立生活援助の実施」という。))」を「児童自立生活援助の実施」に改め、同項第四号中「(平成十二年法律第八十二号)」を削る。

第二十五条の八中「次条第一項第三号」を「次条第一項第四号」に改める。

第二十六条第一項第七号中「子育て短期支援事業又は養育支援訪問事業」を「放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業、子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業その他市町村が実施する児童の健全な育成に資する事業」に改め、同号を同項第八号とし、同項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 児童及び妊娠婦の福祉に關し、情報を提供すること、相談（専門的な知識及び技術を必要とするものを除く。）に應ずること、調査及び指導（医学的、心理学的、教育的、社会学的及び精神保健上の判定を必要とする場合を除く。）を行うことその他の支援専門的な知識及び技術を必要とするものを除く。）を行うことを要すると認める者（次条の措置を要すると認める者を除く。）は、これを市町村に送致すること。

第二十七条第一項第三号中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第二十八條第四項中「及び第二号ただし書並びに」を「若しくは第二号ただし書又は」に、「次に」を「以下」に改める。

第三十一条第二項中「情緒障害児短期治療施設を児童心理治療施設」に、「又はその者」を「若しくはその者に」、「在所させる」を「在所させ、又はこれらの措置を相互に変更する」に改め、同条第四項中「前三項を「前各項」に」、「に規定する」を「の規定による」に、「第二十七条第一項第三号」を「第二十七条第一項第一号から第三号まで」に改め、同条第五項中「又は第三項」を「から第四項まで」に改め、同条第三項の次の次の一項を加える。

都道府県は、延長者（児童以外の満二十歳に満たない者のうち、次の各号のいずれかに該当するものをいう。）について、第二十七条第一項第一号から第三号まで又は第二項の措置を採ることができる。この場合において、第二十八条の規定の適用については、同条第一項中「保護者が、その児童」とあるのは「第三十一条第四項に規定する延長者（以下この

条において「延長者」という。）の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者を現に監護する者（以下この条において「延長者の監護者」という。）が、その延長者」と、「保護者」とあるのは「延長者の監護者」と、「当該児童」とあるのは「当該延長者」と、「において、第二十七条第一項第三号」とあるのは「において、同項の規定による第二十七条第一項第三号」と、「児童の親権」とあるのは「延長者の親権」と、同項第一号中「保護者」とあるのは「延長者の監護者」と、「第二十七条第一項第三号」とあるのは「第三十一条第四項の規定による第二十七条第一項第三号」と、同項第二号中「保護者」とあるのは「延長者の監護者」と、「児童」とあるのは「延長者」と、「第二十七条第一項第三号」とあるのは「第三十一条第四項の規定による第二十七条第一項第三号」と、同条第二項ただし書中「保護者」とあるのは「延長者の監護者」と、「第二十七条第一項第二号」とあるのは「第三十一条第四項の規定による第二十七条第一項第二号」と、「児童」とあるのは「延長者の監護者」と、同条第五項中「保護者」とあるのは「延長者の監護者」とする。

一、満十八歳に満たないときにされた措置に
関する承認の申立てに係る児童であつた者
であつて、当該申立てに対する審判が確定
していないもの又は当該申立てに対する承
認の審判がなされた後において第二十八条
第一項第一号若しくは第二号ただし書若し
くは第二項ただし書の規定による措置が採
られていないもの

二 第二項からこの項までの規定による措置が採られている者(前号に掲げる者を除く。)

三 第三十三条第六項から第九項までの規定
による一時保護が行われている者(前二号
に掲げる者を除く。)

第三十三條に次の五項を加える。

児童相談所長は、特に必要があると認めるときは、第一項の規定により一時保護が行われた児童については満二十歳に達するまでの間、次に掲げる措置を採るに至るまで、引き続き一時保護を行い、又は一時保護を行わせることができる。

一 第三十一条第四項の規定による措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。

二 児童自立生活援助の実施が適当であると認める満二十歳未満義務教育終了児童等は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。

都道府県知事は、特に必要があると認めるときは、第二項の規定により一時保護が行われた児童については満二十歳に達するまでの間、第三十一条第四項の規定による措置を採るに至るまで、児童相談所長をして、引き続き一時保護を行わせ、又は一時保護を行うことを委託させることができる。

児童相談所長は、特に必要があると認めるときは、第六項各号に掲げる措置を採るに至るまで、保護延長者（児童以外の満二十歳に満たない者のうち、次の各号のいずれかに該当するものをいう。以下この項及び次項において同じ。）の安全を迅速に確保し適切な保護

を図るため、又は保護延長者の心身の状況、その置かれてゐる環境その他の状況を把握するため、保護延長者の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

一 満十八歳に満たないときにされた措置に
関する承認の申立てに係る児童であつた者
であつて、当該申立てに対する審判が確定
していないもの又は当該申立てに対する承
認の審判がなされた後において第二十八条
第一項第一号若しくは第二号ただし書若し
くは第二項ただし書の規定による措置が採
られていないもの

二 第三十一条第二項から第四項までの規定による措置が採られている者(前号に掲げる者を除く。)

都道府県知事は、特に必要があると認めるときは、第三十一条第四項の規定による措置を採るに至るまで、保護延長者の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は保護延長者の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、保護延長者の一時保護を行わせ、又は適當な者に当該一時保護を行うことを委託させることができる。

第六項から前項までの規定による一時保護は、この法律の適用については、第一項又は第二項の規定による一時保護とみなす。

第三十三條の二第一項ただし書中「明治二十九年法律第八十九号」を削る。

第三十三条の四第五号中「児童自立生活援助の実施に係る義務教育終了児童等」を「当該児童自立生活援助の実施に係る満二十歳未満義務教

育終了児童等又は満二十歳以上義務教育終了児童等に改める。

第三十三条の六第一項中「義務教育終了児童等の」を「満二十歳未満義務教育終了児童等の」に、「義務教育終了児童等から」を「満二十歳未満義務教育終了児童等から」に、「義務教育終了児童等に」を「満二十歳未満義務教育終了児童等に」に、「義務教育終了児童等が共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援」を「児童自立生活援助」に改め、同条第二項中「前項に規定する義務教育終了児童等」を「満二十歳未満義務教育終了児童等」に改め、「同項に規定する」を削り、「当該義務教育終了児童等」を「満二十歳未満義務教育終了児童等」に改め、同条第三項中「義務教育終了児童等」を「満二十歳未満義務教育終了児童等」に改め、「第一項に規定する」を削り、同条第四項中「又は第二十六条第一項第五号」を「若しくは第二十六条第一項第六号」に改め、「受けた児童」の下に「又は第三十三条第六項第二号の規定による報告を受けた満二十歳未満義務教育終了児童等」を加え、「その児童」を「これらの者」に改め、同条第五項中「義務教育終了児童等の第一項に規定する」を「満二十歳未満義務教育終了児童等の」に改め、同条に次の一項を加える。

第一項から第三項まで及び前項の規定は、満二十歳以上義務教育終了児童等について準用する。この場合において、第一項中「行わなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、その他の適切な援助を行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と、第三項中「図らなければ

ならない」とあるのは「図るよう努めなければならない」と読み替えるものとする。

第三十三条の十及び第三十三条の十四第二項中「情緒障害児短期治療施設を」児童心理治療施設に改める。

第三章の章名中「及び」の下に「養子縁組里親並びに」を加える。

第三十四条の七中「第三十三条の六第一項の下に」(同条第六項において準用する場合を含む)を加える。

第三十四条の十九中「養育里親名簿」の下に「及び養子縁組里親名簿」を加える。

第三十四条の二十第一項中「養育里親」の下に「及び養子縁組里親」を加え、同条第二項中「養育里親」の下に「若しくは養子縁組里親」を、「当該養育里親」の下に「又は養子縁組里親」を、「養育里親名簿」の下に「又は養子縁組里親名簿」を加える。

第三十四条の二十一中「養育里親名簿」の下に「又は養子縁組里親名簿」を、「その他養育里親」の下に「又は養子縁組里親」を加える。

第四十三条の二中「情緒障害児短期治療施設を」児童心理治療施設に、「軽度の情緒障害を有する」を「家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となつた」に、「その情緒障害を治し」を「社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い」に改める。

第四十八条中「情緒障害児短期治療施設を」児童心理治療施設に改める。

第四十八条の二中「情緒障害児短期治療施設を」児童心理治療施設に改め、「当該施設の所在する地域の住民に対して」を削り、「におい

て」の下に「当該施設の所在する地域の住民につき」を加える。

第四十八条の三中「情緒障害児短期治療施設を」児童心理治療施設に改める。

第五十条第七号中「情緒障害児短期治療施設を」児童心理治療施設に改め、同条第七号の三中「児童自立生活援助の実施」を「児童自立生活援助(満二十歳未満義務教育終了児童等に係るものに限る)の実施」に改める。

第五十六条第二項中「若しくは第三号」を「から第五号まで」に改め、同条第五項中「若しくは第三号」を削り、同条第六項中「から第三項まで」を「又は第二項」に改め、同条第七項中「から第三項まで」を「又は第二項」に改め、「又は第三項を削り、同条第三項を削る。

第五十九条の四第一項中「設置する市」の下に「(特別区を含む。以下この項において同じ。)」を加える。

(売春防止法の一部改正)

第二条 売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第四項を削る。

第三十六条の次に次の一条を加える。

(婦人相談所長による報告等)

第三十六条の二 婦人相談所長は、要保護女子であつて配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童

について、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、これらの者を当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村(特別区を含む)の長に報告し、又は通知しなければならない。

第三十七条中「(昭和二十二年法律第百六十四号)」を削る。

(母子及び父子並びに寡婦福祉法の一部改正)

第四条 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十一年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項中「同法第四十四条の二第一項」を「売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第三十五条第一項に規定する婦人相談員、児童福祉法第四十四条の二第一項」に改める。

第八条第三項を削り、第四項を第三項とする。

(母子保健法の一部改正)

第五条 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「母子保健施設を」母子健康包括支援センターに改める。

第五条第二項中「当たつては」の下に「当該施策が乳児及び幼児に対する虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意すること」を加える。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 母子健康包括支援センター

第二十二條第一項中「母子健康センター」を「母子健康包括支援センター」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 母子健康包括支援センターは、第一号から第四号までに掲げる事業を行い、又はこれらの事業に併せて第五号に掲げる事業を行うことにより、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設とする。

一 母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する支援に必要な実情の把握を行うこと。

二 母子保健に関する各種の相談に応ずること。

三 母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導を行うこと。

四 母性及び児童の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整その他母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関し、厚生労働省令で定める支援を行うこと。

五 健康診査、助産その他の母子保健に関する事業を行うこと(前各号に掲げる事業を除く。)

第二十二条に次の一項を加える。

3 市町村は、母子健康包括支援センターにおいて、第九条の相談、指導及び助言並びに第十条の保健指導を行うに当たっては、児童福祉法第二十一条の十一第一項の情報の収集及び提供、相談並びに助言並びに同条第二項のあつせん、調整及び要請と一体的に行うように努めなければならない。

(児童虐待の防止等に関する法律の一部改正)

第六条 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項及び第七項中「良好な家庭的環境」を「家庭(家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。)」に改める。

第六条第二項中「第二十五条」を「第二十五条第一項に改める。

第八条第二項中「又は第二十五条の八第一号」

を「若しくは第二十五条の八第一号」に、「による一時保護を行う」を「により当該児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせる」に改める。

第九条の三第一項中「前条第一項の規定による出頭の求めに応じない」を「正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した」に、「又はその」を「及び」に改め、同条第三項中「並びに」を「及び」に改め、「及び前条第一項の規定による出頭の求めに応じなかったこと」を削る。

第十条第一項中「又は一時保護を行う」とを「を行う」とする場合、又は同項の一時保護を行うとし、若しくは行わせようと」に改める。

第十一条第一項中「良好な家庭的環境」を「家庭(家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。)」に改め、同条第四項中「児童に」を「児童の」に、「加えさせ」を「行わせ、」に、「一時保護を加える」を「当該一時保護を行う」に改める。

第十二条の二第二項中「一時保護を行う」を「の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせる」に改め、同条第二項中「行つた」の下に、「又は行わせた」を加える。

第十二条の三「中」により「を」により、「場合」を「又は適当な者に委託して、一時保護を行わされている場合」に、「場合を」を「又は行わされている場合」に改める。

第十三条の見出し中「解除」を「解除等」に改め、同条に次の三項を加える。

2 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、又は児童福祉法第三十三条第二項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置又は行われた一時保護を解除するときは、当該児童の保護者に対し、親子の再統合の促進その他の児童虐待を受けた児童が家庭で生活することを支援するために必要な助言を行うことができる。

児童が一時的に帰宅するときは、必要と認める期間、市町村、児童福祉施設その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、当該児童の家庭を継続的に訪問することにより当該児童の安全の確認を行うとともに、当該児童の保護者からの相談に応じ、当該児童の養育に関する指導、助言その他の必要な支援を行うものとする。

3 都道府県知事は、前項の助言に係る事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

第十四条第一項中「その」を「民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百二十条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超えて当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の」に改める。

4 前項の規定により行われる助言に係る事務に従事する者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第十五条中「(明治二十九年法律第八十九号)」を削る。

第十三条の四を第十三条の五とする。

第十七条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「罰則」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第十三条の三「中」機関の下に「及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に係る機関(地方公共団体の機関を除く。並びに医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者)」を加え、同条を第十三条の四とする。

第十八条 第十三条第四項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十三条の二を第十三条の三とし、第十三条の次に次の一条を加える。

第七条 児童虐待の防止等に関する法律の一部を次のように改正する。

(施設入所等の措置の解除時の安全確認等)

第八条第二項中「同法第三十三条第一項の規定により当該児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせる」を「次に掲げる措置を採る」に改め、同項に次の各号を加える。

二 児童福祉法第二十六条第一項第三号の規定により当該児童のうち第六条第一項の規定による通告を受けたものを市町村に送致すること。

三 当該児童のうち児童福祉法第二十五条の八第三号に規定する保育の利用等(以下この号において「保育の利用等」という。)が適当であると認めるものをその保育の利用等に係る都道府県又は市町村の長へ報告し、又は通知すること。

四 当該児童のうち児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第三項に規定する子育て短期支援事業、同条第五項に規定する養育支援訪問事業、同条第六項に規定する地域子育て支援拠点事業、同条第十四項に規定する子育て援助活動支援事業、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第五十九条第一号に掲げる事業その他市町村が実施する児童の健全な育成に資する事業の実施が適当であると認めるものをその事業の実施に係る市町村の長へ通知すること。

第八条第三項中「措置」の下に「市町村若しくは」を加える。

第十条第一項中「同項」を「同項第一号」に改める。

第十三条の三第一項中「(平成二十四年法律第六十五号)」を削る。

第十八条中「第十三条第四項の下に」「(第十六条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。)」を加え、同条を第十九条とする。

第十七条の前の見出しを削り、同条中「第十三条の四第一項」の下に「(第十六条第一項の規

定によりみなして適用する場合を含む。以下この条において同じ。)」を加え、「同条第二項」を「第十二条の四第二項(第十六条第一項の規定によりみなして適用する場合を含む。)」に、「同条第一項」を「第十二条の四第一項」に改め、同条を第十八条とし、同条の前に見出しとして「罰則」を付する。

第十六条を第十七条とし、第十五条の次に次の一条を加える。

(延長者等の特例)

第十六条 児童福祉法第三十一条第四項に規定する延長者(以下この条において「延長者」という。)、延長者の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者を現に監護する者(以下この項において「延長者の監護者」という。)、及び延長者の監護者がその監護する延長者について行う次に掲げる行為(以下この項において「延長者虐待」という。)については、延長者を児童と、延長者の監護者を保護者と、延長者虐待を児童虐待と、同法第三十一条第二項から第四項までの規定による措置を同法第二十七条第一項第一号から第三号まで又は第二項の規定による措置とみなして、第十一条第一項から第三項まで及び第五項、第十二条の四並びに第十三条第一項の規定を適用する。

一 延長者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

二 延長者にわいせつな行為をすること又は延長者をしてわいせつな行為をさせること。

三 延長者の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、延長者の

監護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の延長者の監護者としての監護を著しく怠ること。

四 延長者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、延長者が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の延長者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

2

延長者又は児童福祉法第三十三条第八項に規定する保護延長者(以下この項において「延長者等」という。)、延長者等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者(以下この項において「延長者等の監護者」という。)、及び延長者等の監護者がその監護する延長者等について行う次に掲げる行為(以下この項において「延長者等虐待」という。)については、延長者等を児童と、延長者等の監護者を保護者と、延長者等虐待を児童虐待と、同法第三十一条第二項から第四項までの規定による措置を同法第二十七条第一項第一号から第三号まで又は第二項の規定による措置と、同法第三十三条第六項から第九項までの規定による一時保護を同条第一項又は第二項の規定による一時保護とみなして、第十一条第四項、第十二条から第十二条の三まで、第十三条第二項から第四項まで、第十三条の二、第十三条の四及び第十三条の五の規定を適用する。

一 延長者等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

二 延長者等にわいせつな行為をすること又は延長者等をしてわいせつな行為をさせること。

三 延長者等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、延長者等の監護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の延長者等の監護者としての監護を著しく怠ること。

四 延長者等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、延長者等が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の延長者等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条のうち児童福祉法の目次の改正規定、同法第一条の改正規定、同法第二条に第一項及び第二項として二項を加える改正規定、同法第一章中第六節を第七節とし、第五節を第六節とする改正規定、同法第四節を同章第五節とする改正規定、同法第十条第一項の改正規定、同法第十一条第一項に一号を加える改正規定、同章第三節を同章第四節とする改正規定、同章第二節を同章第三節とする改正規定、同法第六条の三第四項の改正規定、同法第一章中第一節を第二節とし、同節の前に一節を加える改正規定、同法第二十三条第一項、第二十六条第一項第二号、第二十七条第一項第二号、第三十三条第一項及び第二項、第三十三條の二第二項及び第三項、第三十三條の二の二第二項並びに第三十三條の三第一項の改正規定、同法第二章第六節中第

三十三条の九の次に一条を加える改正規定並びに同法第三十三条の十、第三十三条の十四第二項及び第五十六條第四項の改正規定、第四條中母子及び父子並びに寡婦福祉法第三條の二第一項の改正規定、第五條中母子保健法第五條第二項の改正規定並びに第六條中児童虐待の防止等に関する法律第四條第一項及び第七項、第八條第二項、第十條第一項、第十一條第一項及び第四項、第十二條の二、第十二條の三、第十四條第一項並びに第十五條の改正規定並びに附則第四條、第八條及び第十七條の規定並びに附則第二十一條中国国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十二條の四第一項及び第八項の改正規定(同条第一項及び第八項中「第一章第六節」を「第一章第七節」に改める部分に限る。)、公布の日

二 第一條の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)、第三條の規定(売春防止法第三十五條第四項を削る改正規定を除く。)、及び第六條の規定(同号に掲げる改正規定を除く。))並びに附則第九條の規定、附則第十八條中子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)附則第六條第二項の改正規定及び附則第二十一條の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)

平成二十八年十月一日

(検討等)

第二条 政府は、この法律の施行後速やかに、児童の福祉の増進を図る観点から、特別養子縁組制度の利用促進の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後速やかに、児童福祉法第六條の三第八項に規定する要保護児童

(次項において「要保護児童」という。)を適切に保護するための措置に係る手続における裁判所の関与の在り方について、児童虐待の実態を勘案しつつ検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、この法律の施行後二年以内に、児童相談所の業務の在り方、第一條の規定による改正後の児童福祉法第二十五條第一項の規定による要保護児童の通告の在り方、児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

4 政府は、前三項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第三条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の二十二第一項の中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、その設置に係る支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(養子縁組里親に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に第二條の規定による改正前の児童福祉法(附則第六條において「旧法」という。)第六條の四第一項に規定する里親であつて、この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)(の前日までに厚生労働省令で定めるところにより第二條の規定による改正後の児童福祉法(以下「新法」という。))第六條の四第二号に規定する養子縁組里親(以下

この条において「養子縁組里親」という。)となることを希望する旨の申出をしたもの(その者又はその同居人が新法第三十四條の二十第一項各号(同居人にあつては、同項第一号を除く。))のいずれかに該当するものを除く。)については、施行日から起算して一年間に限り、養子縁組里親とみなす。

(児童福祉司に関する経過措置)
第五條 この法律の施行の際現に任用されている児童福祉司は、新法第十三條第三項の規定により任用された児童福祉司とみなす。

(情緒障害児短期治療施設に関する経過措置)
第六條 この法律の施行の際現に存する旧法第四十三條の二に規定する情緒障害児短期治療施設は、新法第四十三條の二に規定する児童心理治療施設とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第七條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(少年法の一部改正)

第九條 少年法(昭和二十三年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第六條の六第三項中「第二十五條」を「第二十五條第一項」に改める。

(身体障害者福祉法等の一部改正)

第十條 次に掲げる法律の規定中「第三十一條第四項」を「第三十一條第五項」に、「に規定する措置」を「の規定による措置」に改める。

一 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第九條第三項

二 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第九條第三項

三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第十九條第四項及び附則第二條第二項

(地方税法等の一部改正)

第十一條 次に掲げる法律の規定中「第六條の四第一項」を「第六條の四」に改める。

一 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二十三條第一項第八号及び第二百九十二條第一項第八号

二 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第四條第二項第二号

(社会福祉法等の一部改正)

第十二條 次に掲げる法律の規定中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

一 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二條第二項第二号

二 社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和三十六年法律第五十五号)第二條第一項第二号

三 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和五十五年法律第六十三号)別表第一及び別表第二

四 地震防災対策特別措置法(平成七年法律第二百一十一号)別表第一及び別表第二

五 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(平成二十五年法律第二百一十二号)第三條第一項第三号

(住民基本台帳法の一部改正)

第十三条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二の五の二の項中「若しくは第三項を削り、「同条第八項若しくは第九項」を「同条第七項若しくは第八項」に改め、同表の五の四の項中「児童相談所を設置する市」を「児童福祉法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市」に、「第六条の四第一項の里親の認定若しくは同条第二項の養育里親の登録」を「第六条の四第一号の養育里親若しくは同条第二号の養子縁組里親の登録若しくは同条第三号の里親の認定」に、「の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援」を「同条第六項において準用する場合を含む。」の児童自立生活援助の実施に改める。

別表第三の七の二の項中「第六条の四第一項の里親の認定若しくは同条第二項の養育里親の登録」を「第六条の四第一号の養育里親若しくは同条第二号の養子縁組里親の登録若しくは同条第三号の里親の認定」に、「の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援」を「同条第六項において準用する場合を含む。」の児童自立生活援助の実施に改める。

別表第四の四の二の項中「若しくは第三項を削り、「同条第八項若しくは第九項」を「同条第七項若しくは第八項」に改め、同表の四の四の項中「第六条の四第一項の里親の認定若しくは同条第二項の養育里親の登録」を「第六条の四第一号の養育里親若しくは同条第二号の養子縁組里親の登録若しくは同条第三号の里親の認定」に、「の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援」を「同条第六項において準用する場合を含む。」の児童自立生活援助の実施に改める。

める。

別表第五第八号の二中「第六条の四第一項の里親の認定若しくは同条第二項の養育里親の登録」を「第六条の四第一号の養育里親若しくは同条第二号の養子縁組里親の登録若しくは同条第三号の里親の認定」に、「の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援」を「同条第六項において準用する場合を含む。」の児童自立生活援助の実施に改める。

(児童手当法の一部改正)

第十四条 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項第一号中「第六条の四第一項」を「第六条の四」に改め、同項第二号中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第二十一条第一項中「第五十六条第三項」を「第五十六条第二項」に改め、「徴収する費用」の下に「(同法第五十一条第四号又は第五号に係るものに限る。)」を加え、同条第二項中「第五十六条第八項各号又は第九項各号」を「第五十六条第七項各号又は第八項各号」に改める。

第二十二条第一項中「第五十六条第三項」を「第五十六条第二項」に改め、「規定により費用」の下に「(同法第五十一条第四号又は第五号に係るものに限る。)」を加え、「同条第八項若しくは第九項」を「同法第五十六条第七項若しくは第八項」に改め、「徴収する費用」の下に「(同法第五十一条第四号又は第五号に係るものに限る。)」を加え、「同条第三項」を「同条第二項」に改める。

(雇用保険法の一部改正)

第十五条 雇用保険法(昭和四十九年法律第一百

六号)の一部を次のように改正する。

第六十一条の四第一項中「第六条の四第一項」を「第六条の四第二号」に、「里親」を「養子縁組里親」に改め、「のうち、当該被保険者が養子縁組によつて養親となることを希望している者」を削る。

(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正)

第十六条 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第六条の四第一項」を「第六条の四第二号」に、「里親」を「養子縁組里親」に改め、「のうち、当該労働者が養子縁組によつて養親となることを希望している者」を削る。

(家事事件手続法の一部改正)

第十七条 家事事件手続法(平成二十三年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第二百三十九条中「加えられている」を「行われている」に改める。

(子ども・子育て支援法の一部改正)

第十八条 子ども・子育て支援法の一部を次のように改正する。

第五十九条第八号中「同条第二項」を「同法第二十五条の七第一項」に改める。

附則第六条第二項中「第十三条の二第二項」を「第十三条の三第二項」に改める。

(子ども・子育て支援法及び就学前の子

第十九条 子ども・子育て支援法及び就学前の子

どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「以下」の下に「この条において」を加える。

第八条中「新児童福祉法」を「児童福祉法」に、「第五十六条第八項及び第九項」を「第五十六条第七項及び第八項」に改め、「第三十六条の規定による改正後の」を削り、「第五十六条第八項第一号」を「第五十六条第七項第一号」に、「同条第九項第二号」を「同条第八項第二号」に改める。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)

第二十条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一の七の項及び別表第二の八の項中「里親の認定、養育里親の登録」を「養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定」に改める。

(国家戦略特別区域法の一部改正)

第二十一条 国家戦略特別区域法の一部を次のように改正する。

第十二条の四第一項及び第八項中「第一章第六節を第一章第七節に」、「第四十八条の三第二項」を「第四十八条の四第二項」に改める。

投票者氏名

日程第一 平成二十八年熊本地震災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案(衆議院提出)

賛成者氏名

二二七名

阿達 雅志君 愛知 治郎君 青木 一彦君 赤池 誠章君 赤石 清美君 有村 治子君 井上 義行君 井原 巧君 石井 準一君 石井 浩郎君 石井 正弘君 石井みどり君 石田 昌宏君 磯崎 仁彦君 磯崎 陽輔君 猪口 邦子君 岩井 茂樹君 岩城 光英君 宇都 隆史君 上野 通子君 江島 潔君 衛藤 晟一君 尾辻 秀久君 大家 敏志君 大沼みずほ君 大野 泰正君 太田 房江君 岡田 直樹君 岡田 広君 片山さつき君 金子原二郎君 木村 義雄君 岸 宏一君 北川イツセイ君 北村 経夫君 熊谷 大君 小泉 昭男君 小坂 憲次君 古賀友一郎君 上月 良祐君 鴻池 祥肇君 佐藤 信秋君 佐藤 正久君 山本 昭子君 島尻安伊子君 島田 三郎君 島村 大君 末松 信介君 関口 昌一君 田中 茂君 伊達 忠一君 高階恵美子君 高野光二郎君 高橋 克法君 滝沢 求君 滝波 宏文君

武見 敬三君 堀田 一郎君 堂故 茂君 中泉 松司君 中西 根弘文君 中西 祐介君 長峯 誠君 二之湯武史君 野上浩太郎君 羽生田 俊君 馬場 成志君 林 芳正君 藤川 政人君 堀井 巖君 堀立 昇治君 松下 新平君 松山 政司君 丸山 和也君 三原じゅん子君 水落 敏栄君 宮沢 洋一君 森 まさこ君 柳本 卓治君 山下 雄平君 山田 俊男君 山本 一太君 吉川ゆうみ君 渡辺 猛之君 足立 信也君 有田 芳生君 磯崎 哲史君 小川 勝也君 柘植 芳文君 鶴保 庸介君 豊田 俊郎君 中川 雅治君 中西 健治君 中原 八一君 二之湯 智君 西田 昌司君 野村 哲郎君 長谷川 岳君 橋本 聖子君 福岡 資麿君 古川 俊治君 堀内 恒夫君 堀野たかお君 松村 祥史君 丸川 珠代君 三木 亨君 三宅 伸吾君 溝手 顕正君 宮本 周司君 森屋 宏君 山崎 力君 山田 修路君 山谷えり子君 山本 順三君 吉田 博美君 渡邊 美樹君 相原久美子君 石上 俊雄君 江田 五月君 小川 敏夫君

尾立 源幸君 大島九州男君 大野 元裕君 風間 直樹君 神本美恵子君 北澤 俊美君 小西 洋之君 小見山幸治君 櫻井 充君 榎葉賀津也君 田中 直紀君 那谷屋正義君 長浜 博行君 野田 国義君 浜野 喜史君 広田 一君 藤末 健三君 藤本 祐司君 前川 清成君 牧山ひろえ君 水岡 俊一君 森本 真治君 柳澤 光美君 吉川 沙織君 秋野 公造君 石川 博崇君 河野 義博君 杉 久武君 谷合 正明君 新妻 秀規君 浜田 昌良君 矢倉 克夫君 大久保 勉君 大塚 耕平君 加藤 敏幸君 金子 洋一君 川田 龍平君 郡司 彰君 小林 正夫君 斎藤 嘉隆君 柴田 巧君 田城 郁君 津田弥太郎君 直嶋 正行君 西村まさみ君 白 眞敷君 林 久美子君 福山 哲郎君 藤田 幸久君 真山 勇一君 前田 武志君 増子 輝彦君 水野 賢一君 安井美沙子君 柳田 稔君 蓮 舫君 荒木 清寛君 魚住裕一郎君 佐々木さやか君 竹谷とし子君 長沢 広明君 西田 実仁君 平木 大作君 山口那津男君

反対者氏名

○名

日程第二 酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

賛成者氏名

二二四名

阿達 雅志君 愛知 治郎君 青木 一彦君 赤池 誠章君 赤石 清美君 有村 治子君

山本 香苗君 山本 博司君 横山 信一君 若松 謙維君 井上 哲士君 市田 忠義君 紙 智子君 吉良よし子君 倉林 明子君 小池 晃君 田村 智子君 大門実紀史君 辰巳孝太郎君 仁比 聡平君 山下 芳生君 東 徹君 江口 克彦君 片山虎之助君 清水 貴之君 藤巻 健史君 室井 邦彦君 アントニオ猪木君 松田 公太君 山口 和之君 山田 太郎君 中野 正志君 中山 恭子君 和田 政宗君 福島みずほ君 又市 征治君 吉田 忠智君 主演 了君 谷 亮子君 山本 太郎君 薬師寺みちよ君 渡辺美知太郎君 荒井 広幸君 平野 達男君 糸数 慶子君 行田 邦子君 興石 東君 松沢 成文君 脇 雅史君

井上 義行君	井原 巧君	二之湯 武史君	西田 昌司君	小見山 幸治君	斎藤 嘉隆君	東 徹君	江口 克彦君
石井 準一君	石井 浩郎君	野上 浩太郎君	野村 哲郎君	櫻井 充君	柴田 巧君	片山 虎之助君	清水 貴之君
石井 正弘君	石井 みどり君	羽生田 俊君	長谷川 岳君	榛葉 賀津也君	田城 郁君	藤巻 健史君	室井 邦彦君
石田 昌宏君	磯崎 仁彦君	馬場 成志君	橋本 聖子君	田中 直紀君	津田 弥太郎君	アノトニオ 猪木君	松田 公太君
磯崎 陽輔君	猪口 邦子君	林 芳正君	福岡 資麿君	那谷 屋正義君	直嶋 正行君	山口 和之君	中野 正志君
岩井 茂樹君	岩城 光英君	堀井 政人君	古川 俊治君	長浜 博行君	西村 まさみ君	中山 恭子君	和田 政宗君
宇都 隆史君	上野 通子君	堀井 巖君	堀内 恒夫君	野田 国義君	白 眞勲君	福島 みずほ君	又市 征治君
江島 潔君	衛藤 晟一君	舞立 昇治君	牧野 たかお君	浜野 喜史君	林 久美子君	吉田 忠智君	主濱 了君
尾辻 秀久君	大家 敏志君	松下 新平君	松村 祥史君	広田 一君	福山 哲郎君	谷 亮子君	薬師寺 みちよ君
大沼 みずほ君	大野 泰正君	松山 政司君	丸川 珠代君	藤末 健三君	藤田 幸久君	渡辺 美知太郎君	荒井 広幸君
太田 房江君	岡田 直樹君	丸山 和也君	三木 亨君	藤本 祐司君	真山 勇一君	平野 達男君	糸数 慶子君
岡田 広君	片山 さつき君	三原 じゅん子君	三宅 伸吾君	前川 清成君	前田 武志君	行田 邦子君	興石 東君
金子 原二郎君	木村 義雄君	水落 敏栄君	溝手 顕正君	牧山 ひろえ君	増子 輝彦君	松沢 成文君	脇 雅史君
岸 宏一君	北川 イッセイ君	宮沢 洋一君	宮本 周司君	水岡 俊一君	水野 賢一君		
北村 経夫君	熊谷 大君	森 まさこ君	森屋 宏君	森本 真治君	安井 美沙子君		
小泉 昭男君	小坂 憲次君	柳本 卓治君	山崎 力君	柳澤 光美君	柳田 稔君		
古賀 友一郎君	上月 良祐君	山下 雄平君	山田 修路君	吉川 沙織君	蓮 舫君		
鴻池 祥肇君	佐藤 信秋君	山田 俊男君	山谷 えり子君	秋野 公造君	荒木 清寛君		
佐藤 正久君	山東 昭子君	山本 一太君	山本 順三君	石川 博崇君	河野 義博君		
島尻 安伊子君	島田 三郎君	吉川 ゆうみ君	吉田 博美君	佐々木 さやか君	杉 久武君		
島村 大君	末松 信介君	渡辺 猛之君	渡邊 美樹君	竹谷 とし子君	谷合 正明君		
関口 昌一君	田中 茂君	足立 信也君	相原 久美子君	長沢 広明君	新妻 秀規君		
伊達 忠一君	高階 恵美子君	有田 芳生君	石上 俊雄君	西田 実仁君	浜田 昌良君		
高野 光二郎君	高橋 克法君	磯崎 哲史君	江田 五月君	平木 大作君	矢倉 克夫君		
滝沢 求君	滝波 宏文君	小川 勝也君	小川 敏夫君	山口 那津男君	山本 香苗君		
武見 敬三君	柘植 芳文君	尾立 源幸君	大久保 勉君	山本 博司君	横山 信一君		
塚田 一郎君	鶴保 庸介君	大島 九州男君	大塚 耕平君	若松 謙維君	井上 哲士君		
堂故 茂君	豊田 俊郎君	大野 元裕君	加藤 敏幸君	市田 忠義君	紙 智子君		
中泉 松司君	中川 雅治君	風間 直樹君	金子 洋一君	吉良 よし子君	倉林 明子君		
中曾 根弘文君	中西 健治君	神本 美恵子君	川田 龍平君	小池 晃君	田村 智子君		
中西 祐介君	中原 八一君	北澤 俊美君	郡司 彰君	大門 実紀史君	辰巳 孝太郎君		
長峯 誠君	二之湯 智君	小西 洋之君	小林 正夫君	仁比 聡平君	山下 芳生君		
						賛成者氏名	二二五名
						阿達 雅志君	愛知 治郎君
						青木 一彦君	赤池 誠章君
						赤石 清美君	有村 治子君
						井上 義行君	井原 巧君
						石井 準一君	石井 浩郎君
						石井 正弘君	石井 みどり君
						石田 昌宏君	磯崎 仁彦君
						磯崎 陽輔君	猪口 邦子君
						岩井 茂樹君	宇都 隆史君
						上野 通子君	江島 潔君
						衛藤 晟一君	尾辻 秀久君
						反対者氏名	一名
						山本 太郎君	
						日程第三 総合法律支援法の一部を改正する法律案(第百八十九回国会内閣提出、第百九十回国会衆議院送付)	

平成二十八年五月二十七日 参議院会議録第三十一号 投票者氏名

大家 敏志君	大沼みずほ君	松村 祥史君	松山 政司君	藤末 健三君	藤田 幸久君	谷 亮子君	山本 太郎君
大野 泰正君	太田 房江君	丸山 和也君	三木 亨君	藤本 祐司君	真山 勇一君	薬師寺みちよ君	渡辺美知太郎君
岡田 直樹君	岡田 広君	三原じゅん子君	三宅 伸吾君	前川 清成君	前田 武志君	荒井 広幸君	平野 達男君
片山さつき君	金子原二郎君	水落 敏栄君	溝手 顕正君	牧山ひろえ君	増子 輝彦君	糸数 慶子君	行田 邦子君
木村 義雄君	岸 宏一君	宮沢 洋一君	宮本 周司君	水岡 俊一君	水野 賢一君	奥石 東君	松沢 成文君
北川イツセイ君	北村 経夫君	森 まさこ君	森屋 宏君	森本 真治君	安井美沙子君	脇 雅史君	
熊谷 大君	小泉 昭男君	柳本 卓治君	山崎 力君	柳澤 光美君	柳田 稔君		
小坂 憲次君	古賀友一郎君	山下 雄平君	山田 修路君	吉川 沙織君	蓮 舫君		
上月 良祐君	鴻池 祥肇君	山田 俊男君	山谷えり子君	秋野 公造君	荒木 清寛君		
佐藤 信秋君	佐藤 正久君	山本 一太君	山本 順三君	石川 博崇君	魚住裕一郎君		
山東 昭子君	島尻安伊子君	吉川ゆうみ君	吉田 博美君	河野 義博君	佐々木さやか君		
島田 三郎君	島村 大君	渡辺 猛之君	渡邊 美樹君	杉 久武君	竹谷とし子君		
末松 信介君	関口 昌一君	足立 信也君	相原久美子君	谷合 正明君	長沢 広明君		
田中 茂君	伊達 忠一君	有田 芳生君	石上 俊雄君	新妻 秀規君	西田 実仁君		
高階恵美子君	高野光二郎君	磯崎 哲史君	江田 五月君	浜田 昌良君	平木 大作君		
高橋 克法君	滝沢 求君	小川 勝也君	小川 敏夫君	矢倉 克夫君	山口那津男君		
滝波 宏文君	武見 敬三君	尾立 源幸君	大久保 勉君	山本 香苗君	山本 博司君		
柘植 芳文君	塚田 一郎君	大島九州男君	大塚 耕平君	横山 信一君	若松 謙維君		
鶴保 庸介君	堂故 茂君	大野 元裕君	加藤 敏幸君	井上 哲士君	市田 忠義君		
豊田 俊郎君	中泉 松司君	風間 直樹君	金子 洋一君	紙 智子君	吉良よし子君		
中川 雅治君	中曽根弘文君	神本美恵子君	川田 龍平君	倉林 明子君	小池 晃君		
中西 健治君	中西 祐介君	北澤 俊美君	郡司 彰君	田村 智子君	大門実紀史君		
中原 八一君	長峯 誠君	小西 洋之君	小林 正夫君	辰巳孝太郎君	仁比 聡平君		
二之湯 智君	二之湯武史君	小見山幸治君	斎藤 嘉隆君	山下 芳生君	東 徹君		
西田 昌司君	野上浩太郎君	櫻井 充君	柴田 巧君	江口 克彦君	片山虎之助君		
野村 哲郎君	羽生田 俊君	榛葉賀津也君	田城 郁君	清水 貴之君	藤巻 健史君		
長谷川 岳君	馬場 成志君	田中 直紀君	津田弥太郎君	室井 邦彦君	アントニオ猪木君		
橋本 聖子君	林 芳正君	那谷屋正義君	直嶋 正行君	松田 公太君	山口 和之君		
福岡 資麿君	藤川 政人君	長浜 博行君	西村まさみ君	山田 太郎君	中野 正志君		
古川 俊治君	堀井 巖君	野田 国義君	白 眞敷君	中山 恭子君	和田 政宗君		
堀内 恒夫君	舞立 昇治君	浜野 喜史君	林 久美子君	福島みずほ君	又市 征治君		
牧野たかお君	松下 新平君	広田 一君	福山 哲郎君	吉田 忠智君	主濱 了君		

反対者氏名

○名

日程第四 宅地建物取引業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

二二七名

阿達 雅志君	愛知 治郎君
青木 一彦君	赤池 誠章君
赤石 清美君	有村 治子君
井上 義行君	井原 巧君
石井 準一君	石井 浩郎君
石井 正弘君	石井みどり君
石田 昌宏君	磯崎 仁彦君
磯崎 陽輔君	猪口 邦子君
岩井 茂樹君	岩城 光英君
宇都 隆史君	上野 通子君
江島 潔君	衛藤 晟一君
尾辻 秀久君	大家 敏志君
大沼みずほ君	大野 泰正君
太田 房江君	岡田 直樹君
岡田 広君	片山さつき君
金子原二郎君	木村 義雄君
岸 宏一君	北川イツセイ君
北村 経夫君	熊谷 大君
小泉 昭男君	小坂 憲次君
古賀友一郎君	上月 良祐君

山下 雄平君	柳本 卓治君	森 まさこ君	宮沢 洋一君	水落 敏栄君	三原じゅん子君	丸山 和也君	松山 政司君	松山 新平君	舞立 昇治君	堀井 巖君	藤川 政人君	林 芳正君	馬場 成志君	羽生田 俊君	野上浩太郎君	二之湯武史君	長峯 誠君	中西 祐介君	中曾根弘文君	中泉 松司君	堂故 茂君	塚田 一郎君	武見 敬三君	滝沢 求君	高野光二郎君	伊達 忠一君	関口 昌一君	島村 大君	島尻安伊子君	佐藤 正久君	鴻池 祥肇君
山田 修路君	山崎 力君	森屋 宏君	宮本 周司君	溝手 顕正君	三宅 伸吾君	三木 亨君	丸川 珠代君	松村 祥史君	牧野たかお君	堀内 恒夫君	古川 俊治君	福岡 資麿君	橋本 聖子君	長谷川 岳君	野村 哲郎君	西田 昌司君	二之湯 智君	中原 八一君	中西 健治君	中川 雅治君	豊田 俊郎君	鶴保 庸介君	柘植 芳文君	滝波 宏文君	高橋 克法君	高階恵美子君	田中 茂君	末松 信介君	島田 三郎君	山本 昭子君	佐藤 信秋君

吉川 沙織君	柳澤 光美君	森本 真治君	水岡 俊一君	牧山ひろえ君	前川 清成君	藤本 祐司君	藤末 健三君	広田 一君	浜野 喜史君	野田 国義君	長浜 博行君	那谷屋正義君	田中 直紀君	榛葉賀津也君	櫻井 充君	小見山幸治君	小西 洋之君	北澤 俊美君	神本美恵子君	風間 直樹君	大野 元裕君	大島九州男君	尾立 源幸君	小川 勝也君	磯崎 哲史君	有田 芳生君	足立 信也君	渡辺 猛之君	吉田 ゆうみ君	山本 一太君	山田 俊男君
蓮 訪君	柳田 稔君	安井美沙子君	水野 賢一君	増子 輝彦君	前田 武志君	真山 勇一君	藤田 幸久君	福山 哲郎君	林 久美子君	白 眞勲君	西村まさみ君	直嶋 正行君	津田弥太郎君	田城 郁君	柴田 巧君	斎藤 嘉隆君	小林 正夫君	郡司 彰君	川田 龍平君	金子 洋一君	加藤 敏幸君	大塚 耕平君	大久保 勉君	小川 敏夫君	江田 五月君	石上 俊雄君	相原久美子君	渡邊 美樹君	吉田 博美君	山本 順三君	山谷えり子君

反対者氏名

脇 雅史君	奥石 東君	糸数 慶子君	荒井 広幸君	薬師寺ちよ君	谷 亮子君	吉田 忠智君	福島みずほ君	中山 恭子君	山田 太郎君	松田 公太君	室井 邦彦君	清水 貴之君	江口 克彦君	山下 芳生君	辰巳孝太郎君	田村 智子君	倉林 明子君	紙 智子君	井上 哲士君	横山 信一君	山本 香苗君	矢倉 克夫君	浜田 昌良君	新妻 秀規君	谷合 正明君	杉 久武君	河野 義博君	石川 博崇君	秋野 公造君
松沢 成文君	行田 邦子君	平野 達男君	渡辺美知太郎君	山本 太郎君	主濱 了君	又市 征治君	和田 政宗君	中野 正志君	山口 和之君	アノトニ才猪木君	藤巻 健史君	片山虎之助君	東 徹君	仁比 聡平君	大門実紀史君	小池 晃君	吉良よし子君	市田 忠義君	若松 謙維君	山本 博司君	山口那津男君	平木 大作君	西田 実仁君	長沢 広明君	竹谷とし子君	佐々木さやか君	魚住裕一郎君	荒木 清寛君	

○名

島尻安伊子君	佐藤 正久君	鴻池 祥肇君	古賀友一郎君	小泉 昭男君	北村 経夫君	岸 宏一君	金子原二郎君	岡田 広君	太田 房江君	大沼みずほ君	尾辻 秀久君	江島 潔君	宇都 隆史君	岩井 茂樹君	磯崎 陽輔君	石田 昌宏君	石井 正弘君	石井 準一君	井上 義行君	赤石 清美君	青木 一彦君	阿達 雅志君	愛知 治郎君	赤池 誠章君	有村 治子君	井原 巧君	石井 浩郎君	石井みどり君	磯崎 仁彦君	猪口 邦子君	岩城 光英君	上野 通子君	衛藤 晟一君	大家 敏志君	大野 泰正君	岡田 直樹君	片山さつき君	木村 義雄君	北川イツセイ君	熊谷 大君	小坂 憲次君	上月 良祐君	佐藤 信秋君	山東 昭子君	島田 三郎君
--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	-------	--------	--------	--------	--------	--------

日程第五 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(第二号、衆議院送付)

日程第六 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(第三号、衆議院送付)

賛成者氏名

二二五名

平成二十八年五月二十七日 参議院會議録第三十一号 投票者氏名

島村 大君	末松 信介君	吉川ゆうみ君	吉田 博美君	石川 博崇君	魚住裕一郎君
関口 昌一君	田中 茂君	渡辺 猛之君	渡邊 美樹君	河野 義博君	佐々木さやか君
伊達 忠一君	高階恵美子君	足立 信也君	相原久美子君	杉 久武君	竹谷とし子君
高野光二郎君	高橋 克法君	有田 芳生君	石上 俊雄君	谷合 正明君	長沢 広明君
滝沢 求君	滝波 宏文君	磯崎 哲史君	江田 五月君	新妻 秀規君	西田 実仁君
武見 敬三君	柘植 芳文君	小川 勝也君	小川 敏夫君	浜田 昌良君	平木 大作君
塚田 一郎君	鶴保 庸介君	尾立 源幸君	大久保 勉君	矢倉 克夫君	山口那津男君
堂故 茂君	豊田 俊郎君	大島九州男君	大塚 耕平君	山本 香苗君	山本 博司君
中泉 松司君	中川 雅治君	大野 元裕君	加藤 敏幸君	横山 信一君	若松 謙維君
中曾根弘文君	中西 健治君	風間 直樹君	金子 洋一君	井上 哲士君	市田 忠義君
中西 祐介君	中原 八一君	神本美恵子君	川田 龍平君	紙 智子君	吉良よし子君
長峯 誠君	二之湯 智君	北澤 俊美君	郡司 彰君	倉林 明子君	小池 晃君
二之湯武史君	西田 昌司君	小西 洋之君	小林 正夫君	田村 智子君	大門実紀史君
野上浩太郎君	野村 哲郎君	小見山幸治君	斎藤 嘉隆君	辰巳孝太郎君	仁比 聡平君
羽生田 俊君	長谷川 岳君	櫻井 充君	柴田 巧君	山下 芳生君	東 徹君
馬場 成志君	橋本 聖子君	榛葉賀津也君	田城 郁君	江口 克彦君	片山虎之助君
林 芳正君	福岡 資麿君	田中 直紀君	津田弥太郎君	清水 貴之君	藤巻 健史君
藤川 政人君	古川 俊治君	那谷屋正義君	直嶋 正行君	室井 邦彦君	アントニオ猪木君
堀井 巖君	堀内 恒夫君	長浜 博行君	西村まさみ君	松田 公太君	山口 和之君
舞立 昇治君	牧野たかお君	野田 国義君	白 眞敷君	山田 太郎君	中野 正志君
松下 新平君	松村 祥史君	浜野 喜史君	林 久美子君	中山 恭子君	和田 政宗君
松山 政司君	丸川 珠代君	広田 一君	福山 哲郎君	福島みずほ君	又市 征治君
丸山 和也君	三木 亨君	藤末 健三君	藤田 幸久君	吉田 忠智君	主演 了君
三原じゅん子君	三宅 伸吾君	藤本 祐司君	真山 勇一君	谷 亮子君	薬師寺みちよ君
水落 敏栄君	溝手 顕正君	前川 清成君	前田 武志君	渡辺美知太郎君	荒井 広幸君
宮沢 洋一君	宮本 周司君	牧山ひろえ君	増子 輝彦君	平野 達男君	行田 邦子君
森 まさこ君	森屋 宏君	水岡 俊一君	水野 賢一君	輿石 東君	松沢 成文君
柳本 卓治君	山崎 力君	森本 真治君	安井美沙子君	柳田 稔君	
山下 雄平君	山田 修路君	柳澤 光美君	蓮 舫君		
山田 俊男君	山谷えり子君	吉川 沙織君	荒木 清寛君		
山本 一太君	山本 順三君	秋野 公造君			

反対者氏名

○名

滝沢 求君	高野光二郎君	伊達 忠一君	関口 昌一君	島村 大君	島尻安伊子君	佐藤 正久君	鴻池 祥肇君	古賀友一郎君	小泉 昭男君	北村 経夫君	岸 宏一君	金子原二郎君	岡田 広君	太田 房江君	大沼みずほ君	尾辻 秀久君	江島 潔君	宇都 隆史君	岩井 茂樹君	磯崎 陽輔君	石田 昌宏君	石井 正弘君	石井 準一君	井上 義行君	赤石 清美君	青木 一彦君	阿達 雅志君	愛知 治郎君	赤池 誠章君	有村 治子君	井原 巧君	石井 浩郎君	石井みどり君	磯崎 仁彦君	猪口 邦子君	岩城 光英君	上野 通子君	衛藤 晟一君	大家 敏志君	大野 泰正君	岡田 直樹君	片山さつき君	木村 義雄君	北川イツセイ君	熊谷 大君	小坂 憲次君	上月 良祐君	佐藤 信秋君	山東 昭子君	島田 三郎君	末松 信介君	田中 茂君	高階恵美子君	高橋 克法君	滝波 宏文君
-------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------

日程第七 国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
賛成者氏名
一五一名

武見 敬三君	堀田 一郎君	堂故 茂君	中泉 松司君	中曾根弘文君	中西 祐介君	長峯 誠君	二之湯武史君	野上浩太郎君	羽生田 俊君	馬場 成志君	林 芳正君	藤川 政人君	堀井 巖君	舞立 昇治君	松村 祥史君	丸川 珠代君	三木 亨君	三宅 伸吾君	溝手 顯正君	宮本 周司君	森屋 宏君	山崎 力君	山田 修路君	山谷えり子君	山本 順三君	吉田 博美君	渡邊 美樹君	荒木 清寛君	魚住裕一郎君	佐々木さやか君	竹谷とし子君
柘植 芳文君	鶴保 庸介君	豊田 俊郎君	中川 雅治君	中西 健治君	中原 八一君	二之湯 智君	西田 昌司君	野村 哲郎君	長谷川 岳君	橋本 聖子君	福岡 資麿君	古川 俊治君	堀内 恒夫君	牧野たかお君	松山 政司君	丸山 和也君	三原じゅん子君	水落 敏榮君	宮沢 洋一君	森 まさこ君	柳本 卓治君	山下 雄平君	山田 俊男君	山本 一太君	吉川ゆうみ君	渡辺 猛之君	秋野 公造君	石川 博崇君	河野 義博君	杉 久武君	谷合 正明君

長沢 広明君	西田 実仁君	平木 大作君	山口那津男君	山本 博司君	若松 謙維君	江口 克彦君	清水 貴之君	室井 邦彦君	松田 公太君	山田 太郎君	中山 恭子君	薬師等みちよ君	荒井 広幸君	行田 邦子君	脇 雅史君	足立 信也君	有田 芳生君	磯崎 哲史君	小川 勝也君	尾立 源幸君	大島九州男君	大野 元裕君	風間 直樹君	神本美恵子君	北澤 俊美君	小西 洋之君	小見山幸治君	櫻井 充君	榛葉賀津也君
新妻 秀規君	浜田 昌良君	矢倉 克夫君	山本 香苗君	横山 信一君	東 徹君	片山虎之助君	藤巻 健史君	アノトニオ猪木君	山口 和之君	中野 正志君	和田 政宗君	渡辺美知太郎君	平野 達男君	松沢 成文君	相原久美子君	石上 俊雄君	江田 五月君	小川 敏夫君	大塚 耕平君	加藤 敏幸君	金子 洋一君	川田 龍平君	郡司 彰君	小林 正夫君	斎藤 嘉隆君	柴田 巧君	田城 郁君		

田中 直紀君	那谷屋正義君	長浜 博行君	野田 国義君	浜野 喜史君	広田 一君	藤末 健三君	藤本 祐司君	前川 清成君	牧山ひろえ君	水岡 俊一君	森本 真治君	柳澤 光美君	吉川 沙織君	井上 哲士君	紙 智子君	倉林 明子君	田村 智子君	辰巳孝太郎君	山下 芳生君	又市 征治君	主演 了君	山本 太郎君	奥石 東君
津田弥太郎君	直嶋 正行君	西村まさみ君	白 眞勲君	林 久美子君	福山 哲郎君	藤田 幸久君	真山 勇一君	前田 武志君	増子 輝彦君	水野 賢一君	安井美沙子君	柳田 稔君	蓮 舫君	市田 忠義君	吉良よし子君	小池 晃君	大門実紀史君	仁比 聡平君	福島みずほ君	吉田 忠智君	谷 亮子君	糸数 慶子君	

日程第八 児童福祉法等の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名	阿達 雅志君	青木 一彦君	赤石 清美君	井上 義行君
賛成者氏名	愛知 治郎君	赤池 誠章君	有村 治子君	井原 巧君

二二六名

石井 準一君	石井 正弘君	石田 昌宏君	磯崎 陽輔君	岩井 茂樹君	宇都 隆史君	江島 潔君	尾辻 秀久君	大沼みずほ君	太田 房江君	岡田 広君	金子原二郎君	岸 宏一君	北村 経夫君	小泉 昭男君	古賀友一郎君	鴻池 祥肇君	佐藤 正久君	島尻安伊子君	島村 大君	関口 昌一君	伊達 忠一君	高野光二郎君	滝沢 求君	武見 敬三君	塚田 一郎君	堂故 茂君	中泉 松司君	中曾根弘文君	中西 祐介君	長峯 誠君	二之湯武史君
石井 浩郎君	石井みどり君	磯崎 仁彦君	猪口 邦子君	岩城 光英君	上野 通子君	衛藤 晟一君	大家 敏志君	大野 泰正君	岡田 直樹君	片山さつき君	木村 義雄君	北川イツセイ君	熊谷 大君	小坂 憲次君	上月 良祐君	佐藤 信秋君	山東 昭子君	島田 三郎君	末松 信介君	田中 茂君	高階恵美子君	高橋 克法君	滝波 宏文君	柘植 芳文君	鶴保 庸介君	豊田 俊郎君	中川 雅治君	中西 健治君	中原 八一君	二之湯 智君	西田 昌司君

野上浩太郎君	野村 哲郎君
羽生田 俊君	長谷川 岳君
馬場 成志君	橋本 聖子君
林 芳正君	福岡 資麿君
藤川 政人君	古川 俊治君
堀井 巖君	堀内 恒夫君
舞立 昇治君	牧野たかお君
松下 新平君	松村 祥史君
松山 政司君	丸川 珠代君
丸山 和也君	三木 亨君
三原じゅん子君	三宅 伸吾君
水落 敏榮君	溝手 顯正君
宮沢 洋一君	宮本 周司君
森 まさこ君	森屋 宏君
柳本 卓治君	山崎 力君
山下 雄平君	山田 修路君
山田 俊男君	山谷えり子君
山本 一太君	山本 順三君
吉川ゆうみ君	吉田 博美君
渡辺 猛之君	渡邊 美樹君
足立 信也君	相原久美子君
有田 芳生君	石上 俊雄君
磯崎 哲史君	江田 五月君
小川 勝也君	小川 敏夫君
尾立 源幸君	大久保 勉君
大島九州男君	大塚 耕平君
大野 元裕君	加藤 敏幸君
風間 直樹君	金子 洋一君
神本美恵子君	川田 龍平君
北澤 俊美君	郡司 彰君
小西 洋之君	小林 正夫君
小見山幸治君	斎藤 嘉隆君

櫻井 充君	柴田 巧君
榛葉賀津也君	田城 郁君
田中 直紀君	津田弥太郎君
那谷屋正義君	直嶋 正行君
長浜 博行君	西村まさみ君
野田 国義君	白 眞勲君
浜野 喜史君	林 久美子君
広田 一君	福山 哲郎君
藤末 健三君	藤田 幸久君
藤本 祐司君	真山 勇一君
前川 清成君	前田 武志君
牧山ひろえ君	増子 輝彦君
水岡 俊一君	水野 賢一君
森本 真治君	安井美沙子君
柳澤 光美君	柳田 稔君
吉川 沙織君	蓮 舩君
秋野 公造君	荒木 清寛君
石川 博崇君	魚住裕一郎君
河野 義博君	佐々木さやか君
杉 久武君	竹谷とし子君
谷合 正明君	長沢 広明君
新妻 秀規君	西田 実仁君
浜田 昌良君	平木 大作君
矢倉 克夫君	山口那津男君
山本 香苗君	山本 博司君
横山 信一君	井上 哲士君
市田 忠義君	紙 智子君
吉良よし子君	倉林 明子君
小池 晃君	田村 智子君
大門実紀史君	辰巳孝太郎君
仁比 聡平君	山下 芳生君
東 徹君	江口 克彦君

反対者氏名

片山虎之助君	清水 貴之君
藤巻 健史君	室井 邦彦君
アノトニ才猪米君	松田 公太君
山口 和之君	山田 太郎君
中野 正志君	中山 恭子君
和田 政宗君	福島みずほ君
又市 征治君	吉田 忠智君
主濱 了君	谷 亮子君
山本 太郎君	薬師寺みちよ君
渡辺美知太郎君	荒井 広幸君
平野 達男君	糸数 慶子君
行田 邦子君	興石 東君
松沢 成文君	脇 雅史君

○名

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 二番五号 独立行政法人国立印刷局	東京都港区虎ノ門二丁目
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
本号一部 三六円	三〇円